

第2期 三好市教育振興計画

後期計画

2024（令和6）年度～

2028（令和10）年度

2024（令和6）年2月

三好市教育委員会

ごあいさつ

わが国では、近年、少子高齢化の急速な進行、高度情報通信社会の到来、経済・社会のグローバル化、地球規模での環境問題や貧困問題の顕在化、児童虐待等、様々な問題が生じてきています。さらには、Society5.0 といわれる超スマート社会の到来など、人々の生活に影響を及ぼす様々な変化が現れてくると予想されています。これからの変化の激しい社会を生き抜くため、教育には基礎的・基本的な力とともに、予測できない変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値観を生み出す想像力などを育むことが求められています。

また、「人生100年時代」を見据え、長寿社会における生涯学習、生涯スポーツの役割も一層重要になっています。

三好市教育委員会においては、2009年に「三好市教育振興計画」、2019年に「第2期三好市教育振興計画」を策定し、本市教育の目指すべき方向を明らかにするとともに、その実現に向けてさまざまな施策に積極的に取り組んでまいりました。しかし、急速に進行する社会の変化に適切に対応するために、これまでの教育理念を継承しつつ、新たに取り組むべき施策を明示し、市民とともに教育活動に取り組んでいくことが求められています。

このたび、第2期三好市教育振興計画（2019年～2028年）の半期が経過し、国においても第4期教育振興基本計画（2023年～2027年）が策定されるとともに、第2次三好市総合計画（2018年～2027年）の基本計画が2023年に見直されたことから、本市教育の目指すべき方向を再確認するとともに、それらを確実に実行するため「第2期三好市教育振興計画」の中間見直しを行いました。

この計画では、「^{ふるさと}郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」を基本理念としており、今回の見直しでもその理念に変更はありません。生涯にわたり市民一人ひとりが幸福で充実した生活を送るためには、生涯を通しての「学び」が不可欠で、その基盤となる家庭教育、学校教育、社会教育の充実が極めて重要であり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が、「いつまでも」学ぶことのできる教育環境の整備や人材育成等を図る必要があります。その実現に向けては、行政機関だけではなく家庭や地域、各種団体など関係者全てが一丸となって取り組むことが何よりも大切であると考えています。

今後とも、三好市発展の礎となる人づくり、すなわち教育に対しまして市民の皆様のご理解、ご協力と積極的な参画をお願いいたします。

終わりに、この計画の見直しにあたって、長期間にわたってご審議いただき、答申をいただきました三好市教育振興計画審議会委員の皆様、関係機関の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

2024年2月

三好市教育委員会

教育長 竹内 明裕

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	1
4 国の動向.....	2
5 県の動向.....	2
第2章 本市の教育をめぐる現状.....	4
1 人口の推移及び将来推計.....	4
2 就学前・学校教育における子どもの状況.....	6
3 学校・家庭・地域との連携.....	17
4 生涯学習・文化・スポーツの状況.....	18
5 第2期計画の進捗と評価.....	23
第3章 本市が目指す教育.....	26
1 本市教育の基本理念.....	26
2 基本目標.....	28
3 基本方針.....	28
4 重点施策.....	29
第4章 施策の展開.....	30
1 楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進.....	30
2 たくましく、未来にはばたく子どもの育成.....	36
3 豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実.....	43
第5章 計画の推進.....	51
1 計画の推進体制.....	51
2 進捗管理・評価.....	51
第6章 参考資料.....	52
1 保育所(園)・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校 住所一覧.....	52
2 教育基本法(平成18年法律第120号).....	57
3 三好市教育大綱.....	61
4 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋).....	62
5 三好市教育振興計画審議会条例.....	64
6 三好市教育振興計画策定経緯.....	66
7 三好市教育振興計画審議会委員.....	67

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

三好市教育委員会では、「三好市教育振興計画」を2期にわたり（第1期：2009（平成21）年度～2018（平成30）年度・第2期：2019（平成31）年度～2028（令和10）年度）策定し、基本理念である「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」の実現を目指し、これまで取り組みを進めてきました。

この間、少子高齢化の進行、GIGAスクール構想^{※1}の進展、新型コロナウイルス感染症の影響等、教育を取り巻く環境はめまぐるしく変動しました。

第2期計画の中間見直し年を迎えるにあたり、近年の社会情勢の変化や教育関連法の改正等の教育を取り巻く状況の変化を考慮し、「第2期三好市教育振興計画（後期計画）」（以下「本計画」という。）として策定し、基本計画の内容を見直しました。

※1 GIGAスクール構想＝児童生徒1人1台ICT（情報通信技術）端末を利用した新たな教育を実現する構想。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All」の略で、「すべての児童・生徒にグローバルで革新的な扉を」という意味。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育課題の解決を計画的・体系的に図るため、本市の教育が目指す方向や推進する施策を示したものであり、本市の教育の基本的な指針である「三好市教育大綱（2015〈平成27〉年度制定）」に掲げた教育理念や基本方針を具現化するため、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定しています。策定にあたっては、国の「第4期教育振興基本計画（2023〈令和5〉年度～2027〈令和9〉年度）」や、徳島県の「徳島県教育振興計画（第4期）（2023〈令和5〉年度～2027〈令和9〉年度）」、その他国・徳島県の関連計画を参照するとともに、本市の市政運営の基本的な指針である「第2次三好市総合計画（2018〈平成30〉年度～2027年度）」をはじめ、「第2期三好市子ども・子育て支援事業計画（2020〈令和2〉年度～2024〈令和6〉年度）」等の関連する計画との整合を図っています。

3 計画の期間

本計画は、今後予想される教育環境の変化に対応し、本市教育の目指すべき将来像と振興施策を示し、それを達成するために必要な主要施策の具体的指針を定めたものです。

なお、本計画にある基本構想及び基本計画が対象とする期間は、当初の期間である2028（令和10）年度までの5年間とします。

また、計画の推進にあたっては、進捗状況やその成果・課題を適宜検証するとともに、国・県の

教育改革の動向や社会情勢の変化等を踏まえながら柔軟に対応し、より効果的に行います。

4

国の動向

国においては、2023（令和5）年6月に「第4期教育振興基本計画」が策定され、社会の現状や2030年以降の変化を展望した教育政策の重点事項や、これらを踏まえた基本方針が定められました。

5

県の動向

徳島県教育委員会では、2015（平成27）年10月に「徳島教育大綱」を策定後、その行動計画である徳島県教育振興計画を3期にわたり（第1期：2008（平成20）年度～2012（平成24）年度・第2期：2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）・第3期：2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）策定し、徳島県の実情を踏まえた各種教育施策の推進に総合的かつ計画的に取り組んできました。

誰一人取り残さない「個別最適な学び」と学校ならではの「協動的な学び」の一体的な充実、GIGAスクール構想によるICT化への対応、さらには持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた教育活動など、新たな価値を創造し、未来を切り開く力を身につけさせる教育の実現が強くもとめられています。

そこで、新時代への潮流を踏まえ、「教育大綱」で示される徳島県教育の基本方針に基づき、今後講ずるべき施策等を定めるものとして、2023（令和5）年度内に「徳島県教育振興計画（第4期）」を策定する予定としています。

本市の総合的なまちづくりにおいて本計画が担う役割

本市では、今後急激に進むと予想される人口減少に歯止めをかけるべく、2020（令和2）年3月、「三好市人口ビジョン」を公表し、目標とすべき2040年の人口を14,981人と設定し、さらにこれを実現するために「三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、人口減少に対して有効と思われる施策を早急に実施することとしました。その中で、特に人口減少を食い止めるための方策として、高齢者が活躍できる社会づくりや、未来にツケを残さない行財政の健全化等と並んで、若者が住み、働き、子育てをしたいと思う環境づくりを掲げ、子育て支援制度の拡充や教育環境の充実が重要であるとしています。

また、本市は2023（令和5）年3月、「第2次三好市総合計画後期基本計画」を策定しました。この計画の中で、市が行うべき基本施策の一つに「地域性を生かし魅力ある煌めくまち」づくりを定め、それを実現するための方策として、産業の振興、雇用の創設等とともに、学校教育の充実以下、青少年の健全育成、生涯学習、文化、スポーツの振興等が重点施策になると位置づけています。

これらのことは、教育行政をつかさどる教育委員会が、市の将来に向けてのまちづくりに対して重要な役割を担っていることを改めて認識させるものです。本計画の策定にあたっては、これを十分に理解し、教育の内容の充実を図りながら、若い世代を応援すること、またスポーツや文化の振興、生涯にわたって学び続けられる仕組みを作ること等、その方策の一つ一つがこれからの本市を形作っていく上で、どのような意味を持ち、どう貢献していくのかを認識した上で、確実に実行されるようにしていかなければならないと考えます。

第2章 本市の教育をめぐる現状

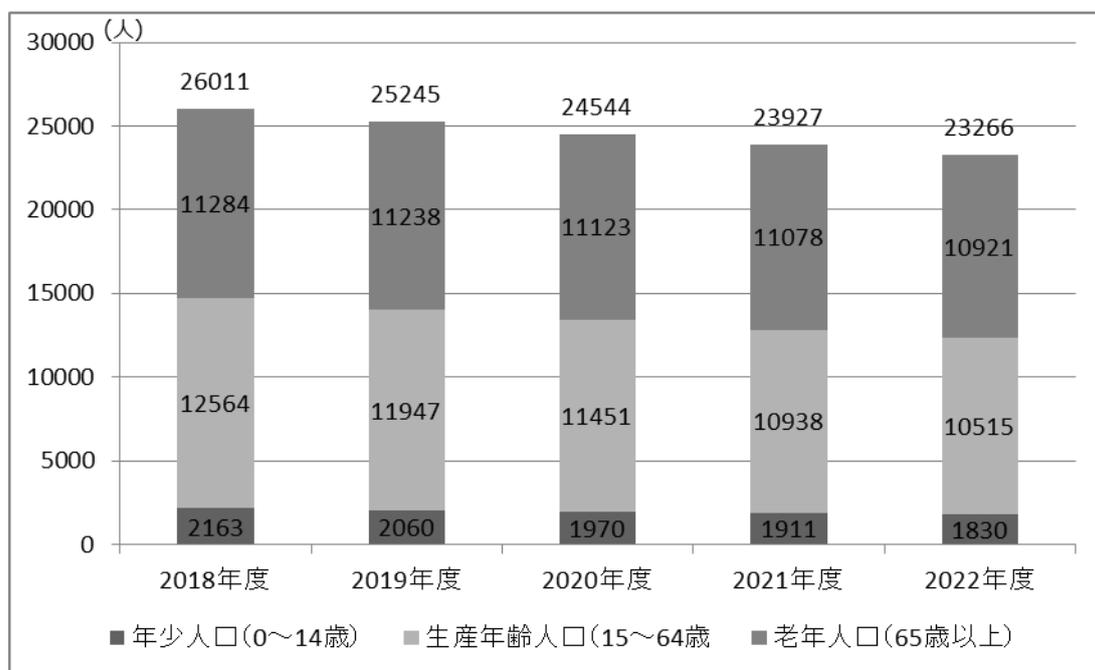
1 人口の推移及び将来推計

(1) 人口の推移と推計

本市の総人口は、年々減少しており、2022（令和4）年度では23,266人となっています。

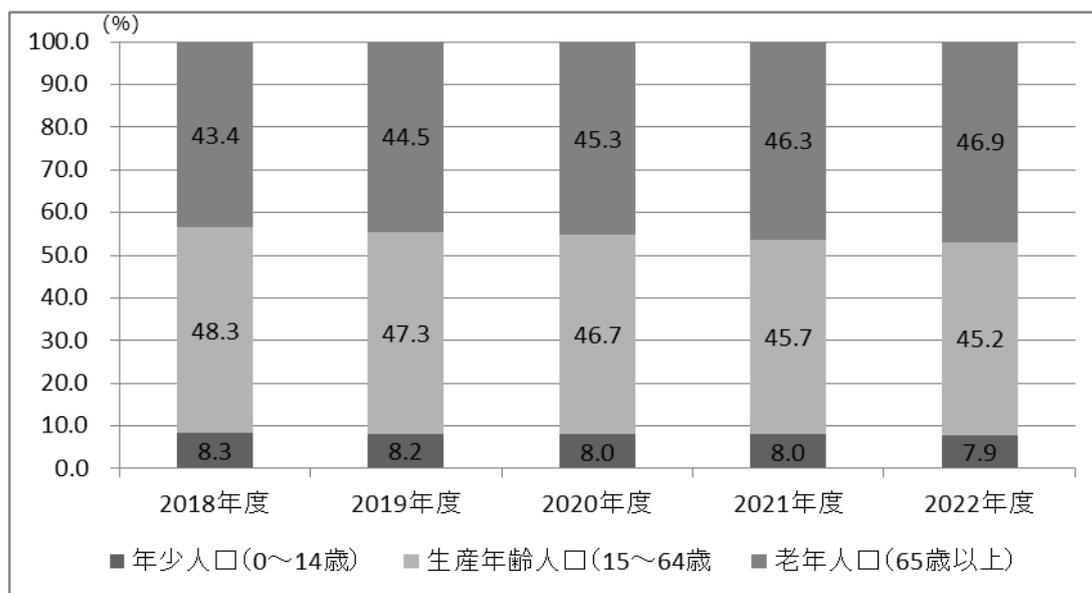
3区分別人口割合をみると、年少人口・生産年齢人口割合は低下していますが、老年人口割合においては上昇しており、2022（令和4）年度には46.9%を占めています。

■総人口・年齢3区分別人口の推移



【資料】三好市 統計・人口（各年度3月31日）

■年齢3区分別人口割合の推移

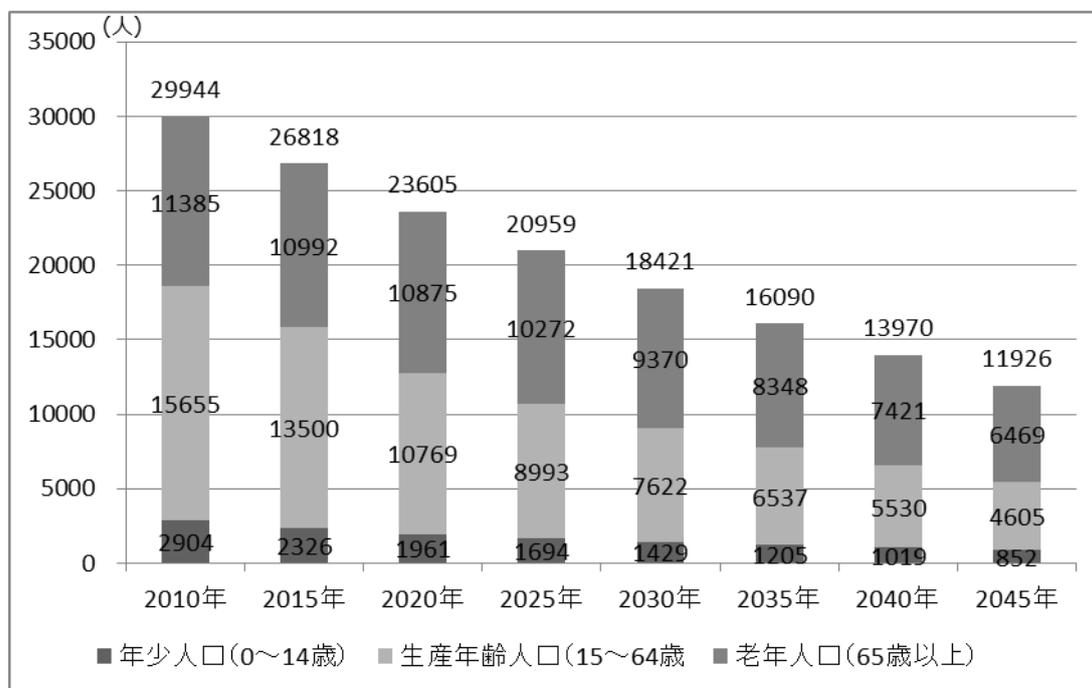


【資料】三好市 統計・人口（各年度3月31日）

総人口の推計をみると、人口減少は今後も進行し、2045年では11,926人と2015（平成27）年の半数以下になる見込みとなっています。

3区分別人口の推計をみると、いずれも減少が続いていますが、特に生産年齢人口においては、2045年には4,605人と、2020（令和2）年の約4割まで減少する見込みとなっています。

■総人口・年齢3区分別人口の推計

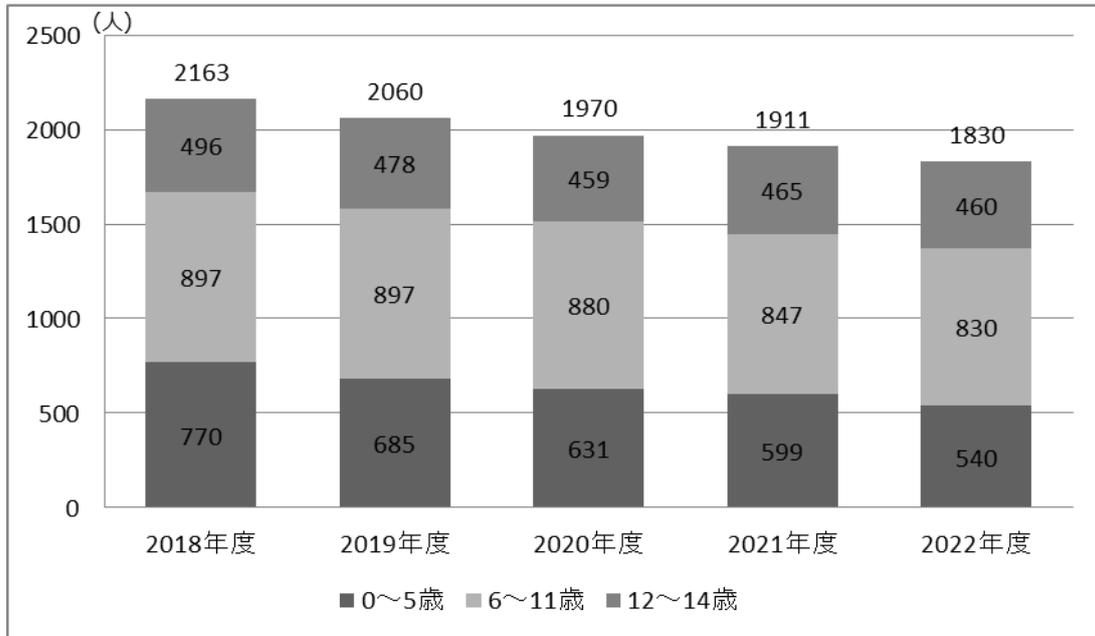


【資料】2010（平成22）年・2015（平成27）年・2020（令和2）年：国勢調査
2025（令和7）年～：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 子ども（0～14歳）の数の推移と推計

0～14歳人口の3区分別人口推移をみると、いずれも減少傾向にあります。2022（令和2）年度と2018（平成30）年度を比較すると、0～5歳は230人、6～11歳は67人、12～14歳は36人減少しています。

■0～14歳人口（3区分別人口）の推移



【資料】三好市 統計・人口（各年度3月31日）

2

就学前・学校教育における子どもの状況

(1) 保育所（園）・認定こども園・幼稚園の状況

本市の2023（令和5）年度における保育所（園）、認定こども園の児童数をみると、池田地域への保育所（園）等の入所児童数が増える傾向にあります。幼稚園では、2018（平成30）年度には8園開設していましたが、児童数の減少に伴い、2023（令和5）年度より、辻・池田・山城の3園となっています。

■認可保育所（園）【公立】（2023〈令和5〉年5月1日現在）

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
王地	0	2	0	6	4	4	16
西井川	2	10	12	9	10	7	50
池田第一	4	11	15	13	11	14	68
池田第二	3	6	4	5	10	2	30
政友	0	1	3	5	2	5	16
合計	9	30	34	38	37	32	180

【資料】三好市

■認可保育所（園）【私立】（2023〈令和5〉年5月1日現在）

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
大泉	4	17	14	15	16	12	78
かめの子	5	7	15	9	10	12	58
合計	9	24	29	24	26	24	136

【資料】三好市

■認定こども園（2023〈令和5〉年5月1日現在）

単位：人

	認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
三野	2・3号	5	10	14	16	13	6	64
	1号				0	0	0	0
西祖谷	2・3号	1	1	2	1	1	2	8
	1号				1	0	0	1
東祖谷	2・3号	0	2	1	2	2	0	7
	1号				0	0	0	0
合計		6	13	17	20	16	8	80

【資料】三好市

■幼稚園（2023〈令和5〉年5月1日現在） 単位：人

	3歳	4歳	5歳	合計
辻	-	2	11	13
池田	-	8	18	26
山城	-	4	3	7
合計	-	14	32	46

【資料】学校基本調査

(2) 小学校の状況

小学校別の状況をみると、池田小学校が342人（17学級）ともっとも多く、次いで芝生小学校で114人（9学級）となっています。もっとも児童数が少ない小学校は下名小学校で5人（3学級）となっています。

2015（平成27）年度からの児童数推移をみると、年々減少し2023（令和5）年度では2015（平成27）年度から150人減少の819人となっています。

■三好市立小学校児童数・学級数（2023〈令和5〉年5月1日現在）

単位：人・学級

小学校名	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計	児童数 旧町内訳	学級数
王地	4	8	7	5	12	5	41	155	8
芝生	17	15	18	27	17	20	114		9
辻	7	10	14	9	13	8	61	104	9
西井川	7	9	2	10	10	5	43		8
箸蔵	8	11	17	9	6	13	64	483	8
池田	58	53	52	62	58	59	342		17
白地	7	5	0	6	4	8	30		6
馬路	0	4	4	2	1	1	12		3
三縄	5	5	6	9	3	7	35		5
山城	13	5	12	7	9	7	53	58	9
下名	0	1	1	1	0	2	5		2
櫟生	3	1	2	2	3	0	11	11	3
東祖谷	0	1	1	0	4	2	8	8	4
合計	129	128	136	149	140	137	819	819	91

【資料】学校基本調査

■三好市立小学校児童数の推移（2015〈平成27〉年度～2023〈令和5〉年度）

単位：人

小学校名	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
王地	80	73	73	59	60	56	51	46	41
芝生	154	139	132	125	112	116	118	117	114
辻	60	69	65	67	72	73	72	63	61
西井川	70	69	66	62	67	66	54	48	43
箸蔵	66	70	63	71	62	64	66	60	64
池田	273	297	317	323	327	339	343	347	342
白地	26	23	19	24	26	26	23	24	30
馬路	8	6	5	5	5	6	11	14	12
三縄	52	48	42	38	34	37	31	30	35
山城	66	66	64	57	58	56	58	50	53
下名	16	18	12	12	12	7	9	7	5
吾橋	10	8	9	7	6	5	4	—	—
櫟生	31	26	22	19	13	9	7	11	11
東祖谷	39	31	29	27	24	14	13	9	8
井内	13	14	10	—	—	—	—	—	—
政友	5	4	—	—	—	—	—	—	—
合計	969	961	928	896	878	874	860	826	819

【資料】学校基本調査（各年度5月1日）

(3) 中学校の状況

中学校別の状況をみると、池田中学校が242人（12学級）ともっとも多く、次いで三野中学校で85人（5学級）となっています。もっとも生徒数が少ない中学校は西祖谷中学校で4人（1学級）となっています。

2015（平成27）年度からの生徒数推移をみると、年々減少し2023（令和5）年度では2015（平成27）年度から126人減少の443人となっています。

■三好市立中学校生徒数・学級数（2023〈令和5〉年5月1日現在）

単位：人・学級

中学校名	1学年	2学年	3学年	合計	学級数
三野	27	29	29	85	5
井川	18	30	18	66	5
池田	82	84	76	242	12
山城	14	16	11	41	5
西祖谷	0	0	4	4	1
東祖谷	0	3	2	5	1
合計	141	162	140	443	29

■三好市立中学校生徒数の推移（2015〈平成27〉年度～2023〈令和5〉年度）

単位：人

中学校名	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
三野	117	123	124	132	126	117	100	88	85
井川	90	77	86	80	78	62	52	62	66
池田	248	234	219	211	220	221	231	234	242
山城	80	65	52	42	42	37	34	40	41
西祖谷	12	13	17	15	11	10	9	9	4
東祖谷	22	27	22	21	14	18	14	14	5
合計	569	539	520	501	491	465	440	447	443

【資料】学校基本調査（各年度5月1日）

(4) 不登校児童・生徒の状況

不登校児童・生徒の状況をみると、小学校、中学校ともに年によって増減があります。

■三好市立小学校・中学校の不登校児童・生徒数の推移（2015〈平成27〉年度～2022〈令和4〉年度）

単位：人

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
小学校	4	3	5	1	2	4	3	5
中学校	18	20	25	23	14	18	20	25
合計	22	23	30	24	16	22	23	30

【資料】文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(5) 小・中学生の学力・学習の状況

①全国学力・学習状況調査における教科区分別平均正答率

全国学力・学習状況調査における教科区分別平均正答率を全国及び徳島県と比較したところ、小学校6年では、過去3年をみると、年度によるちがいはありますが、「国語」は同程度、「算数」はやや苦手という傾向があります。

■小学校6年の正答率

○2021〈令和3〉年度

	全 国	徳 島 県	三 好 市
国 語	64.7%	63%	同程度
算 数	70.2%	70%	低い

○2022〈令和4〉年度

	全 国	徳 島 県	三 好 市
国 語	65.6%	64%	高い
算 数	63.2%	62%	同程度
理 科	63.3%	62%	同程度

○2023〈令和5〉年度

	全 国	徳 島 県	三 好 市
国 語	67.2%	66%	同程度
算 数	62.5%	62%	同程度

※理科は3年毎に実施する。

【資料】文部科学省「全国学力・学習状況調査」（各年度4月実施）

中学校3年では、過去3年をみると、「国語」は高い、「数学」はやや苦手の傾向があります。英語の「話すこと」については、全国的に正答率が低く、英語を話す力が十分に育っていない様子がうかがえます。

■中学校3年の正答率

○2021〈令和3〉年度

	全 国	徳 島 県	三 好 市
国 語	64.6%	65%	高い
数 学	57.2%	58%	低い

○2022〈令和4〉年度

	全 国	徳 島 県	三 好 市
国 語	69.0%	71%	同程度
数 学	51.4%	55%	低い
理 科	49.3%	50%	低い

○2023〈令和5〉年度

	全 国	徳 島 県	三 好 市
国 語	69.8%	68%	高い
数 学	51.0%	51%	同程度
英 語	45.6%	45%	同程度
英語(話すこと)	12.4%	-	同程度

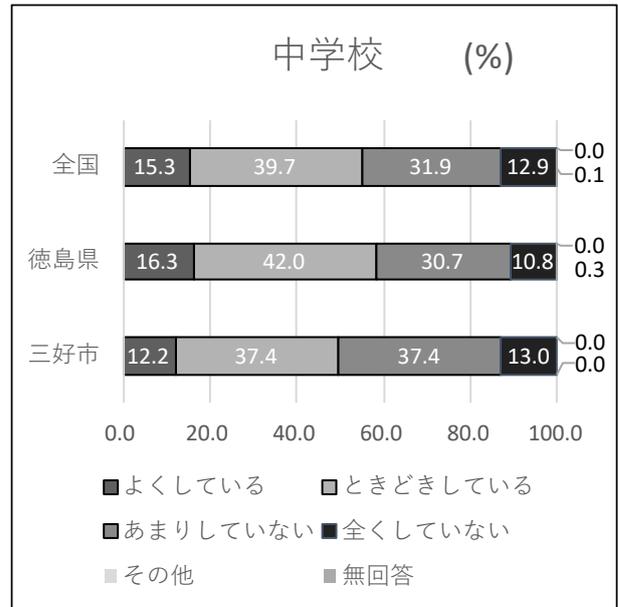
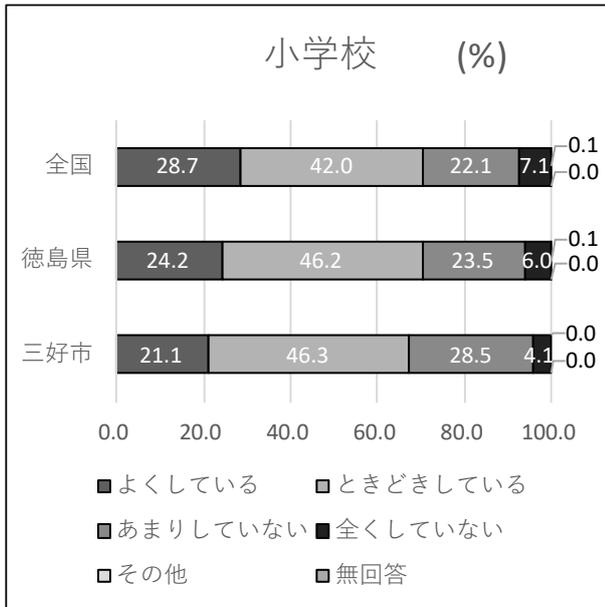
※理科、英語は3年毎に実施する。

【資料】文部科学省「全国学力・学習状況調査」(各年度4月実施)

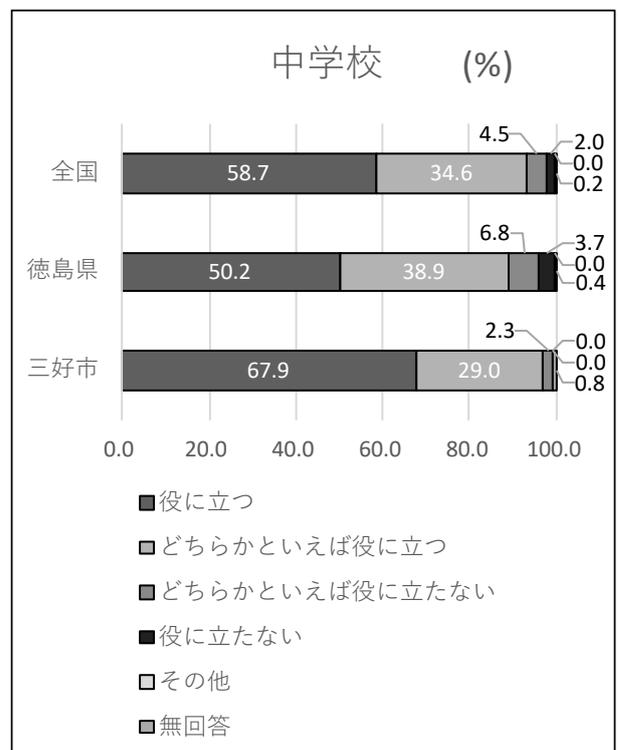
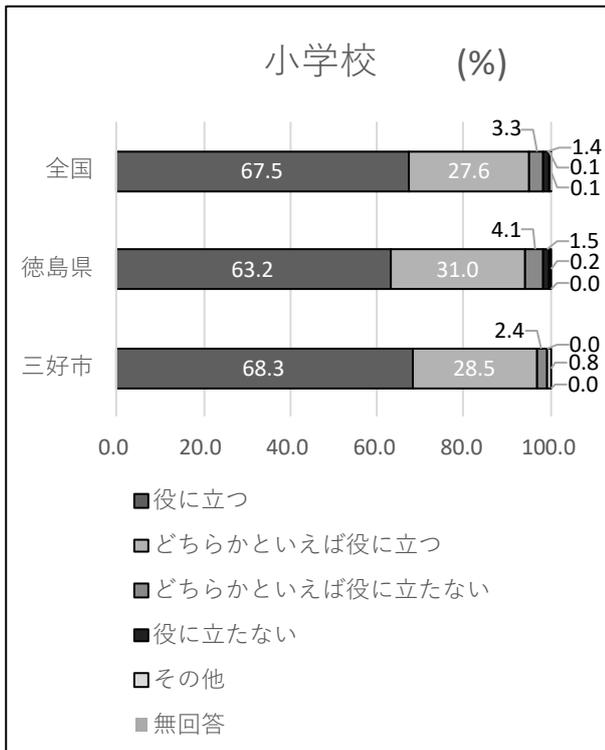
②全国学力・学習状況調査における学習状況（児童・生徒質問紙より）

「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか」という問いに対しては、小・中学生ともに、全国平均・県平均に比べて、「あまりできていない」と答えたものが多く、自主的に計画を立てて学習するのが苦手であったり、宿題で手一杯であったりすることが考えられます。また、タブレット等 ICT 機器の使用に関しては、小・中学校とも前向きな意見が多く、有効活用されています。

■家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか。



■学習の中で、PC・タブレットなどの ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか。



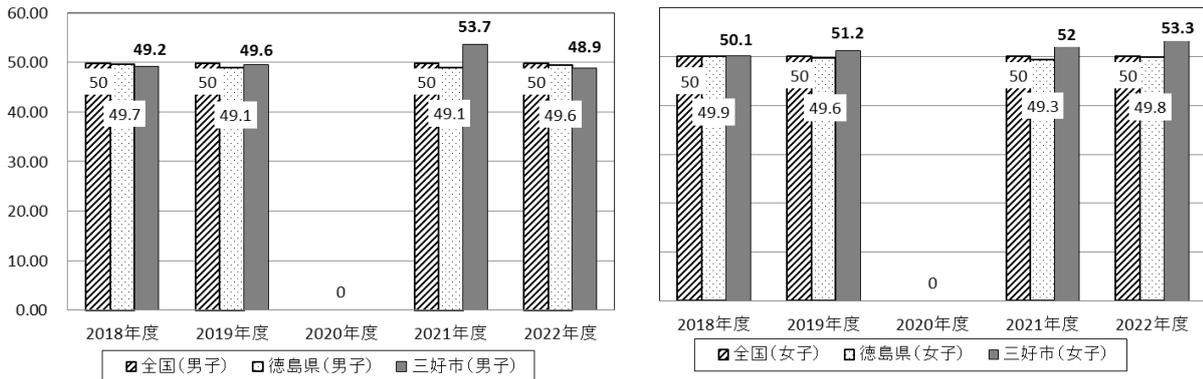
【資料】文部科学省「全国学力・学習状況調査」（2023〈令和5〉年4月実施）

(6) 小・中学生の体力の状況

①小学生の体力・運動能力

小学生における2018（平成30）年度からの5年間の体力合計点の推移をみると、男子は上昇傾向にあり、2022（令和4）年度は、前年度を下回っています。女子は2018（平成30）年度から上昇傾向をたどっています。また、全国及び徳島県と比較すると男子は2021（令和3）年度上回る数値でしたが2022（令和4）年度は下回る結果となっています。女子は2018（平成30）年度以降上回っています。

■体力合計点（平均値）の推移（小学校5年）

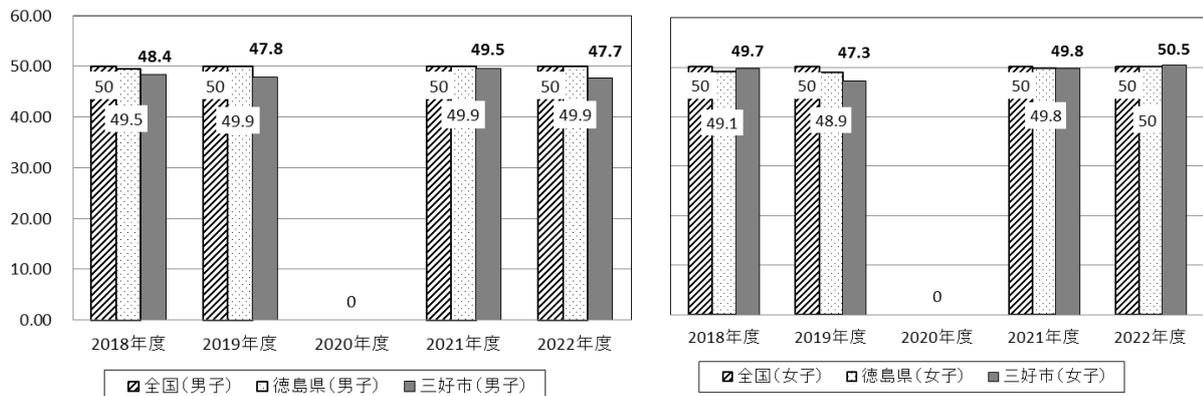


【資料】全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

②中学生の体力・運動能力

中学生における2018（平成30）年度からの5年間の体力合計点の推移をみると、男子・女子ともに年によって増減はありますが、男子は2022（令和4）年度は前年度を下回っています。女子については、前年度を上回る結果となっています。また、全国及び徳島県と比較すると男子は調査未実施の2020（令和2）年度を除く、いずれの年度においても低い結果となり、女子は2018（平成30）年度から2021（令和3）年度では、下回っていましたが、2022（令和4）年度においては、全国及び徳島県を上回る結果となっています。

■体力合計点（平均値）の推移（中学校2年）

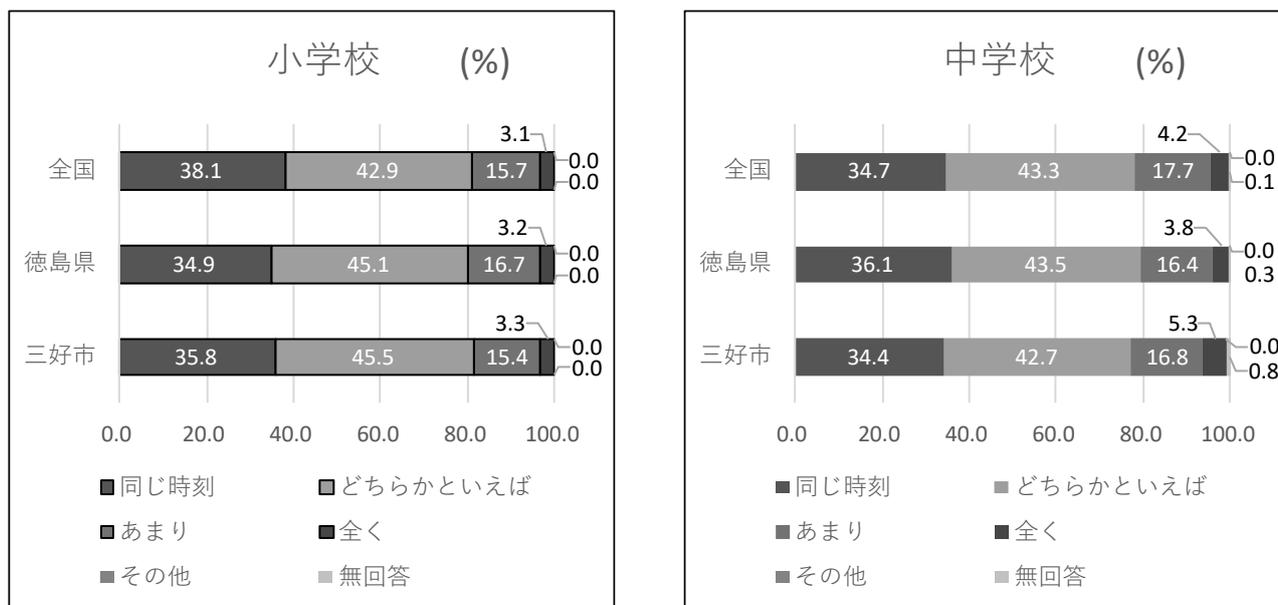


【資料】全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

(7) 小・中学生の生活の状況

全国的に、小・中学生とも、寝る時刻はまちまちだが起きる時刻は一定しているという状況が見えます。特に、三好市においては寝る時刻のばらつきが大きいです。また、朝食の状況では、ほとんどが毎日しっかり朝食をとっているようですが、食べずに登校している児童・生徒がいることや、年齢が進むにつれ、毎日朝食をとる割合が下がっているのが気になります。

■毎日同じぐらいの時刻に寝ていますか。



【資料】文部科学省「全国学力・学習状況調査」(2023(令和5)年4月実施)

※2022(令和4)年4月実施の結果
毎日同じぐらいの時刻に「寝ている」

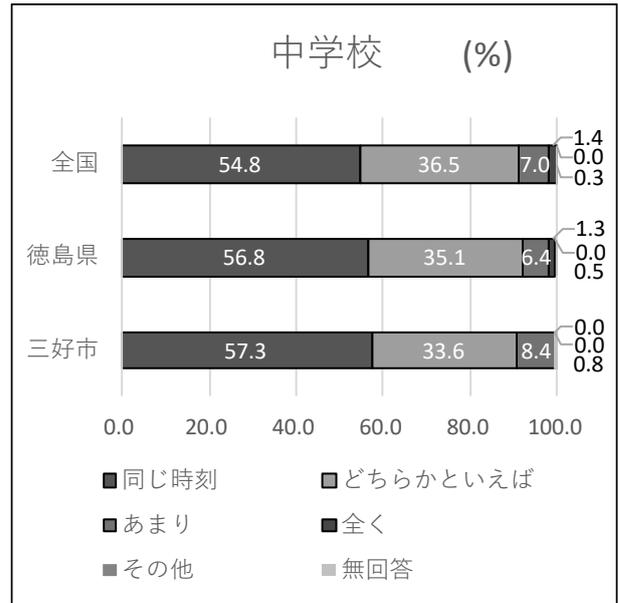
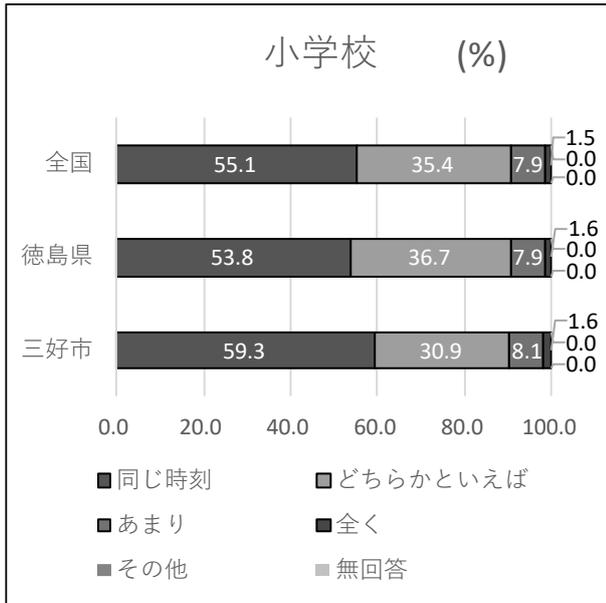
【小学校】

全国：40.7%
徳島県：39.3%
三好市：34.1%

【中学校】

全国：37.0%
徳島県：36.0%
三好市：35.3%

■毎日同じぐらいの時刻に起きていますか。



※2022（令和4）年4月実施の結果
毎日同じぐらいの時刻に「起きている」

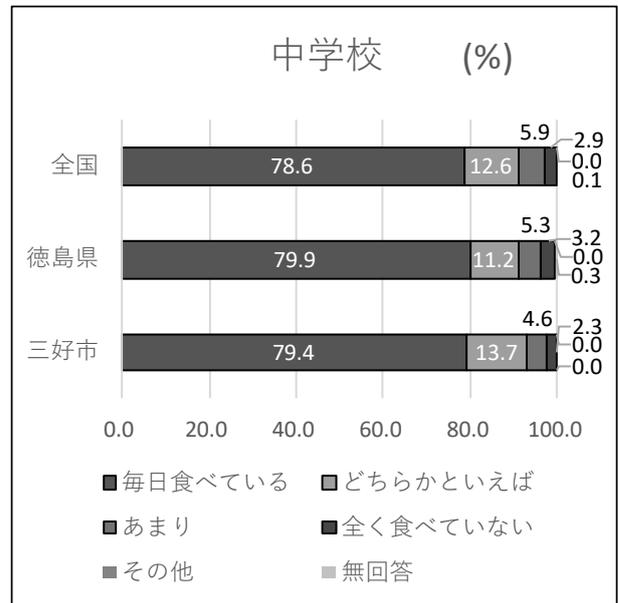
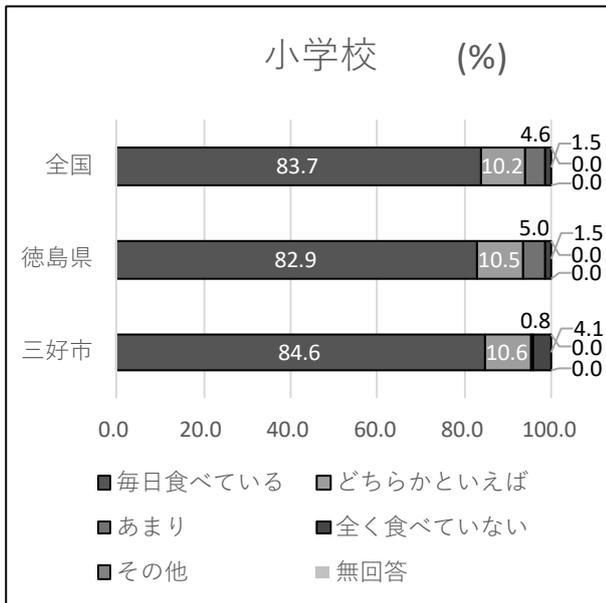
【小学校】

全国：56.8%
徳島県：57.4%
三好市：56.6%

【中学校】

全国：56.8%
徳島県：57.8%
三好市：63.2%

■朝食を毎日食べていますか。



【資料】文部科学省「全国学力・学習状況調査」（2023（令和5）年4月実施）

※2022（令和4）年4月実施の結果
朝食を毎日「食べている」

【小学校】

全国：84.9%
徳島県：84.3%
三好市：84.5%

【中学校】

全国：79.9%
徳島県：81.7%
三好市：76.5%

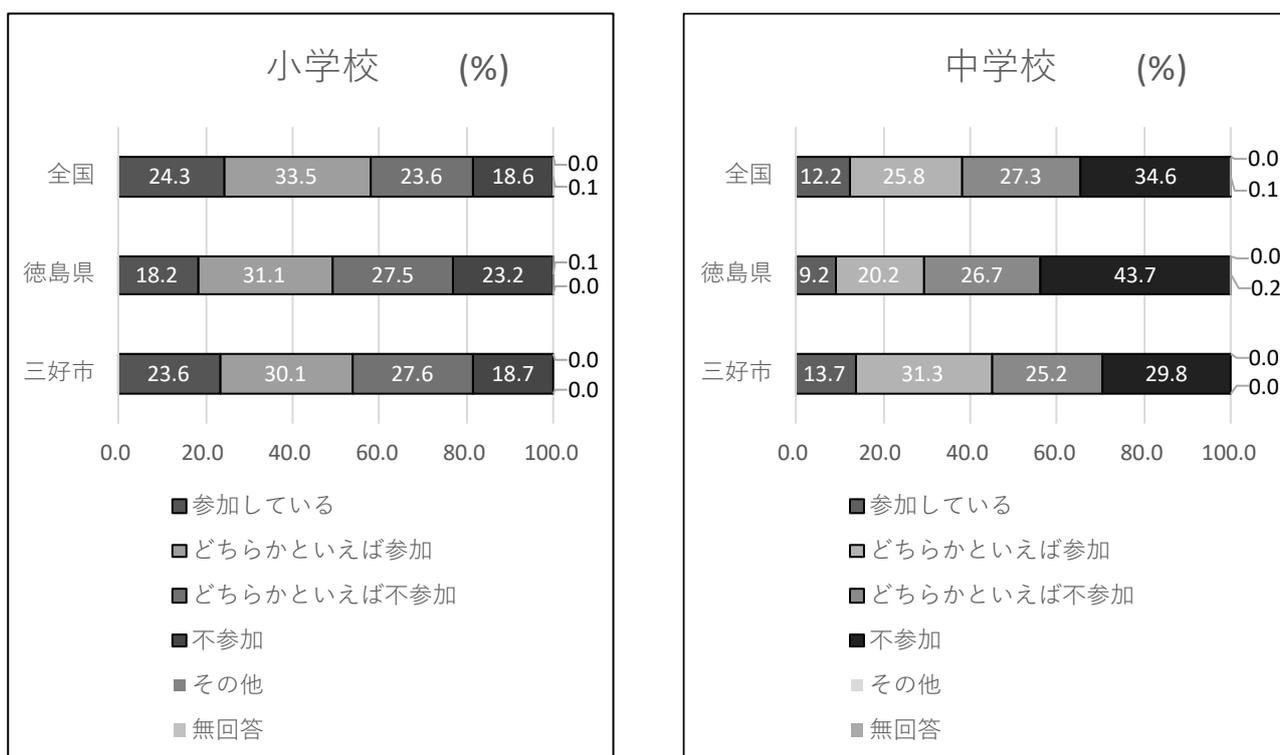
3

学校・家庭・地域との連携

(1) 地域とのかかわり

「今住んでいる地域の行事に参加していますか」において、ここ数年は、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け様々な地域行事が中止となりました。しかし、徐々に行事が復活してきて、昨年度と本年度を比べると地域行事への参加率が上がっているのがわかります。また、中学生になっても、全国や県に比べて参加率は高くなっています。

■今住んでいる地域の行事に参加していますか。



【資料】文部科学省「全国学力・学習状況調査」（2023〈令和5〉年4月実施）

※2022（令和4）年4月実施の結果

今住んでいる地域の行事に「参加している」

（『あてはまる』と『どちらかといえばあてはまる』の合算値）

【小学校】

全 国：52.7%

徳島県：42.3%

三好市：41.9%

【中学校】

全 国：40.0%

徳島県：29.8%

三好市：41.2%

4

生涯学習・文化・スポーツの状況

(1) 生涯学習

生涯学習講座状況についてみると、自主講座は 56 講座、正規講座は 31 講座開催されており、登録人数はそれぞれ 845 人、303 人となっています。

中央・井川図書館の蔵書・利用状況についてみると、蔵書数と登録人数は増加傾向にあるものの、貸出冊数においては減少傾向となっています。

■生涯学習講座状況（2022〈令和4〉年度）

館名	三野公民館		井川公民館		中央公民館		山城公民館		西祖谷公民館	東祖谷公民館	地区館講座	合計	
	自主講座	正規講座	自主講座	正規講座	自主講座	正規講座	自主講座	正規講座	正規講座	正規講座	正規講座	自主講座	正規講座
講座数	7	8	20	5	21	3	8	2	1	2	10	56	31
登録人	88	90	237	54	447	20	73	22	5	16	95	845	303

【資料】三好市

■中央・井川図書館の蔵書・利用状況

単位：冊・人

項目	館名	2020（令和2）年3月		2021（令和3）年3月		2022（令和4）年3月	
蔵書数	中央	71,109	126,043	73,615	128,889	73,855	129,892
	井川	54,934		55,274		56,037	
登録人数	中央	5,517	8,240	5,665	8,480	5,811	8,700
	井川	2,723		2,815		2,889	
貸出冊数	中央	30,972	61,947	32,385	64,007	30,083	60,682
	井川	30,975		31,622		30,599	

【資料】三好市

(2) 歴史・文化振興

地区別指定文化財数についてみると、池田町がもっとも多く41件（国指定7、県指定12、市指定22）、次いで東祖谷が30件（国指定4、県指定9、市指定17）となっています。

指定区分別の件数では、国指定20件、県指定33件、市指定74件で、合計127件の指定等文化財があります。その内、国指定重要無形民俗文化財「西祖谷の神代踊」は令和4年11月30日にユネスコ無形文化遺産「風流踊」に登録されています。

ただし、このうち国指定天然記念物（地質鉱物）「大歩危小歩危」及び国指定名勝「大歩危小歩危」で山城町、西祖谷山村、池田町がそれぞれ地区を跨いで指定となっているため指定箇所数としては重複しています。このことから、国指定等文化財の合計件数は、国指定天然記念物（地質鉱物）と国指定名勝の重複分を除き16件となります。

また、県指定では天然記念物（地質鉱物）「祖谷、三名の含礫片岩」が山城町と西祖谷山村での指定となっているため、重複分を除き合計件数は32件となります。

このことから、指定等文化財の実総件数は、国指定16件、県指定32件、市指定74件の合計122件となります。

■三好市の地区別指定等文化財数一覧（2023〈令和5〉年3月1日現在）

単位：件

指定等	三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷	合計
国指定	1	1	7	2	5	4	20 (16)
県指定	1	3	12	4	4	9	33 (32)
市指定	2	13	22	11	9	17	74 (74)
合計	4	17	41	17	18	30	127 (122)

※合計欄の()内は、重複分を除いた指定等の件数 【資料】三好市

■三好市の種別・地区別文化財数一覧（2023〈令和5〉年3月1日現在）

単位：件

種別	三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷	合計
有形文化財	1	7	29	4	3	20	64 (64)
民俗文化財	1	1	4	3	8	1	18 (18)
記念物	2	9	8	9	7	8	43 (38)
伝統的建造物群	0	0	0	0	0	1	1 (1)
文化財の保存技術	0	0	0	1	0	0	1 (1)
合計	4	17	41	17	18	30	127(122)

※合計欄の()内は、重複分を除いた指定等の件数 【資料】三好市

■三好市の無形民俗文化財一覧（2023〈令和5〉年3月1日現在）

指定	名称	指定年月日	所在地	所有者・管理者
国	西祖谷の神代踊	1976（昭和51）年 5月4日	西祖谷山村	神代踊保存会
県	山城の鉦踊	1954（昭和29）年 8月6日	山城町粟山他	粟山鉦踊保存会他3団体
県	有瀬かぐら踊り	2001（平成13）年 5月11日	西祖谷山村有瀬	有瀬かぐら踊り保存会
市	馬路神宮寺の常念仏供養	1976（昭和52）年 4月1日	池田町馬路	馬路集落
市	熊野神社並びに両皇神社のモモチ	1981（昭和56）年 11月22日	山城町下名	下名百手保存会
市	大月のちょうさ	1997（平成9）年 11月11日	山城町大月	大月太鼓保存会
市	川崎三所神社の獅子太鼓	1963（昭和38）年 10月14日	三好市池田町川崎三所神社	川崎獅子太鼓保存会
市	大平の獅子舞	1987（昭和62）年 1月3日	三野町太刀野山	大平の獅子舞保存会
市	井内の雨乞踊り	1988（昭和63）年 5月17日	井川町井内	井内雨乞踊保存会
市	上吾橋の音頭踊り	1988（昭和63）年 8月2日	西祖谷山村上吾橋	祖谷音頭踊り保存会
市	重末八幡神社の獅子太鼓	2002（平成14）年 10月1日	西祖谷山村重末	八幡獅子太鼓保存会
市	一字平崎神社のだんじり太鼓	2004（平成16）年 6月16日	西祖谷山村一字	平崎だんじり太鼓保存会

【資料】三好市

(3) スポーツ振興

住民総参加型のイベント「チャレンジデー」※1では、2023（令和5）年度の参加で17回目を迎え、2022（令和4）年度より参加率は13.47ポイント上昇し約30%となっています。

本市のスポーツ施設についてみると、池田町が9施設と最も多く、本市全体では29施設となっています。また、施設の種別では多目的広場（グラウンド）が11施設と最も多くなっています。

■チャレンジデー成績一覧

単位：人

	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
市名 （県名）	三好市	三好市
人口	24,115	23,530
参加者数	4,032	7,099
参加率	16.7%	30.17%
備考	銅メダル	銅メダル

【資料】三好市

※1 チャレンジデー：午前0時から午後9時までの間で、15分以上継続して運動やスポーツを実施した人の参加率（%）を競う住民総参加型のイベント。

■三好市のスポーツ施設一覧（2023〈令和5〉年4月現在）

単位：施設

種別	三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷	合計
体育館	1	0	2	1	1	0	5
テニスコート	1	0	0	0	0	0	1
野球場	0	0	1	1	0	0	2
ゲートボール場	1	1	0	0	1	0	3
サッカー場	2	0	0	0	0	0	2
アーチェリー場	0	1	0	0	0	0	1
グラウンドゴルフ場	0	1	0	0	0	0	1
柔剣道場	0	1	0	0	0	0	1
多目的広場（グラウンド）	2	2	5	1	1	0	11
水泳プール	0	0	1	0	0	0	1
パークゴルフ場	1	0	0	0	0	0	1
合計	8	6	9	3	3	0	29

【資料】三好市

■ 「いけだスポーツクラブ」教室等一覧（2022〈令和4〉年度）

サークル・教室名	種目	対象者	人数 (人)
ジュニアバレーボール教室	バレーボール	小学生	28
ヒーロー養成教室	ハンドボール	小・中学生	58
	バレーボール	小・中学生	36
	野球	中学3年生	15
	レスリング	幼児・小・中学生	41
レッツ体づくり	健康増進	一般	16
肩こり予防&リフレッシュ体操	筋力アップトレーニング	一般	20
グラウンドゴルフ（オープンスクール）	グラウンドゴルフ	一般・高齢者	80
ヨーガ教室	ヨーガ	一般	48
エコツーリズム・史跡巡りウォーキング教室	健康増進	一般	30
Yutori ピラティス&ヨガ教室	健康増進	一般	12

【資料】いけだスポーツクラブ

(1) 楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

【重点施策】	【進捗と評価】
共に生きる社会づくりと 人権文化の創造	市民大学講座等の生涯学習講座の開催や図書館の充実等を通じて、市民の生きがいづくりや学びを支援するとともに、人権教育推進講演会を開催するなど、人権教育を推進し、市民の人権意識の向上を図ってきました。また、三好市特別支援連携協議会や支援員制度の充実を図り、適切な特別支援教育に取り組めるよう進めてきました。今後、ソフト面においては、各種取り組みの更なる充実を図るとともに、ハード面においては、公共施設等総合管理計画に基づき施設量の適正化や効率的な施設配置をすることで、施設を長期的・安全に維持管理していくことが必要です。
魅力ある文化振興の推進	地域の歴史と文化資源の再発見と文化財、文化の保護精神の育成を図るために、学校教育では史跡めぐりの現地研修会や伝統芸能の学習会を行い、体験と発表の場を充実しました。また文化・芸術が日常生活に楽しさや生きがいを与えられるよう、市民文化祭や市民大学講座等を積極的に開催し、市民に文化振興の推進を図ってきました。今後は、これまでの活動を継続しながら、市内で活動している保存団体や各種団体との連携を一層進めるとともに、伝承文化の担い手やボランティア等の人材育成を図る必要があります。
豊かな生涯スポーツ社会 の実現	毎月の三好市チャレンジデーの普及啓発を図るとともに、ボールゲームフェスタの開催や三好市ゆるスポーツの開催など、スポーツに親しむための新たな機会や場づくりに取り組んできました。また、三好市スポーツ施設整備基本構想により、施設の修繕、改築等を計画的に推進してきました。今後も、継続して各種取り組みを実施し、さらなるスポーツライフの基盤づくり、人材育成に努めるとともに、施設の有効活用の推進及び利用促進に努めることが必要です。また、学校部活動の地域移行が進められる中、さらなる指導者の育成やネットワークの構築などが求められます。

(2) たくましく、未来にはばたく子どもの育成

【重点施策】

【進捗と評価】

特色ある学校づくり

ナンバーワン・スクール^{※1}の実現を目指し、各学校における長期的目標の明確化を図り、特色ある学校づくりを推進するとともに、ステップアップ・スクール^{※2}の推進のため、積極的に支援・助言を行ってきました。また、コミュニティスクールを全小中学校に導入し、学校運営協議会を機能させ、学校支援ボランティア制度の拡充を図るなど、学校と地域の連携強化に努めてきました。

今後も学校・家庭・地域が一体となった活力と特色ある学校教育を推進し、適切な学校評価のもと、年次的・計画的・継続的な実践が求められます。

「生きる力」を育む学校教育の充実

各校の実態に基づいた学力向上実行プランを策定し、学力向上及び読書習慣・家庭学習習慣の定着に努めるとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の呼びかけに始まる基本的生活習慣の確立、道徳の時間を中心にした道徳教育の充実を図ってきました。また、コロナ禍で低下した体力を取り戻すべく、学校内外で積極的に運動できるような取り組みを進めてきました。

今後、確実な学力・ゆるぎない体力・豊かな心に支えられ、情報活用能力とコミュニケーション力を備えた生きる力の育成が、ますます重要になってきます。家庭・学校・地域の連携、個々の教職員資質向上及び組織としての協働により、学校教育の一層の充実を図ることが必要です。

開かれた学校教育を支える支援体制の強化

学校運営協議会を中心に、学校支援ボランティアの協力を得て、地域ぐるみで学校を育てる取り組みを推進してきました。その一環として、小・中学校の授業に講師として地域の人を招いたり、日ごろの学校における環境整備を地域の協力の下で行ったりしました。また、地域の機関が連携して子どもの成長を見守る体制を構築してきました。

今後も、この取り組みを広げ、地域の人的・物的資源を活用するとともに、新たな地域資源を発掘していくことが必要です。さらに、「家庭の日」の普及や、積極的にPTA活動へのはたらきかけを行うことが求められます。

※1 ナンバーワン・スクール = 三好市教育委員会が打ち出した特色を生かした学校づくりの名称。それぞれの学校で重点的に取り組みたいテーマについて、数値目標をたてナンバーワンを目指すという学校づくりのこと。

※2 ステップアップ・スクール = 三好市教育委員会が打ち出した特色を生かした学校づくりの名称。ナンバーワン・スクールを目指すための目標を設定する学校づくりのこと。

(3) 豊かな「学び」を支援 する教育環境の整備・充実

【重点施策】

【進捗と評価】

適正規模、適正配置を考慮した学校教育の推進

保護者の要望等も考慮しつつ、小学校の適正配置について検討するとともに、一貫教育やチェーンスクール等、望ましい小・中学校の連携強化及び一体化教育について検討・推進してきました。また、認定こども園に向けた保育所・幼稚園の再編の検討を進め、就学前教育の充実を行いました。ポジティブな行動支援の枠組みを構築するために市内2地区の就学前機関と小・中学校をモデルにした取り組みを進め、幼・小・中学校の円滑な接続に努めてきました。

今後は、小規模校が抱えている問題点を明確にし、学校間の連携や小中連携・小中一貫教育の推進を検討しながら地域の意向に留意しつつ、適正配置に向けた取り組みを進めることが求められます。

安全・安心な教育環境の整備

学校（園）防災ネットワーク会議を開催し、防災意識や危機管理意識の醸成に努めるとともに、災害時に危険性のあるつり天井の解消を進めてきました。また、地域や関係機関との連携を強化し、子どもの安全確保を目指した組織的、機動的な防犯体制の整備を図ってきました。食育の推進と地産地消においては、徳島県食育推進計画（第3次）に基づき、学校・家庭・地域が連携して、学校における食育を推進してきました。

今後は、子どもたちが安全に学校生活を送れるよう、躯体（建物を支える骨組部分）以外の耐震化について検討を進めるなど、防災・減災対策の強化を図るとともに、スクールガードや児童の登下校時の見守り活動等、地域等との協働による取り組みを一層推進することが必要です。また、子どもたちや保護者の食に関する意識向上のため、食育のさらなる充実が求められます。

時代の変化に対応した教育の推進

GIGAスクール構想により、1人1台ICT端末が利用できる環境を整備してきました。各学校において利用を進め、ICT活用の日常化に努めています。また、ICT支援員を全校に派遣したり、教育委員会主催の研修会を開催したりして、児童生徒の情報活用能力、教職員のICT活用指導能力の向上を推進しています。それとともに、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止するため、情報モラル教育の徹底を図ってきました。

今後、ICT活用を日常化するなかで、学校間の格差につながらないように支援しながら学校教育の在り方や教育手法の変革を推進していく必要があります。

第3章 本市が目指す教育

1 本市教育の基本理念

本市は剣山をはじめとする緑豊かな山々に雄大な吉野川、大歩危峡や黒沢湿原等の美しい自然を有する風光明媚な地です。また、四国一の面積を誇る本市には、大きく6つの地区があり、各地区それぞれの特色と、歴史が息づく伝統芸能や文化財が数多く現存しています。こうした豊かな自然や伝統的文化財を次の時代に継承し、発展させるためには、まず、郷土を愛し、郷土に誇りをもてる市民の育成が重要です。

また、少子高齢化、過疎化が加速度的に進行する中で、これからの時代を展望した時、すべての市民が生涯にわたって自ら学び、豊かで充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められます。そのためには、それぞれの学習ニーズや「学び」の状況に応じた教育が展開できるように、生涯学習の視点に立った教育理念のもとで教育を推進する必要があります。

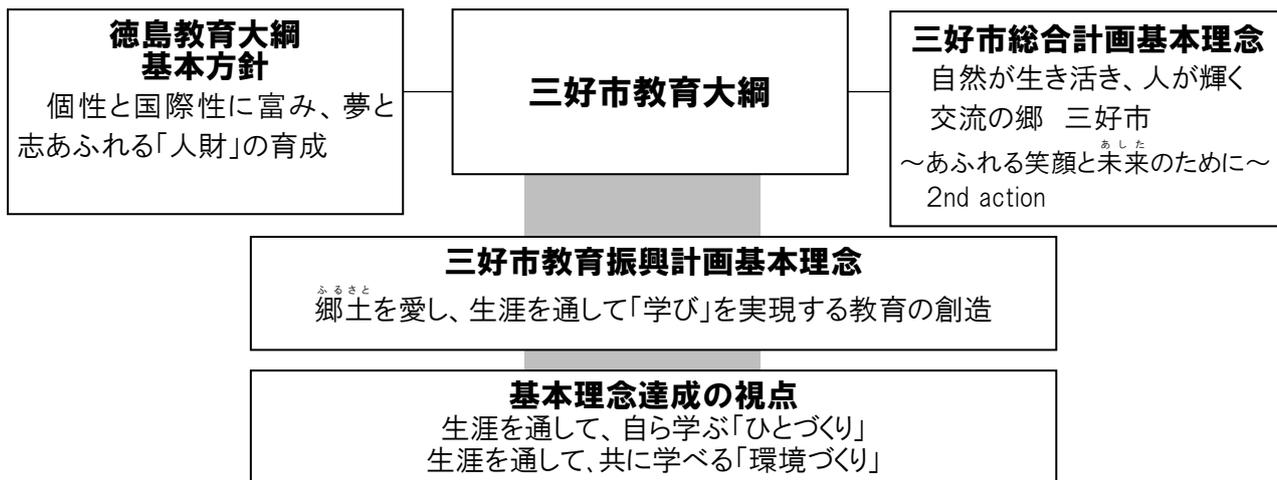
これらの考えのもと、本計画では、第1期計画で掲げた基本理念を継承するものとします。

【基本理念】

ふるさと
郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造



三好市教育振興計画 基本構想



基本目標	基本方針	重点施策	施策の基本的方向	
一人ひとりが輝く、活力ある教育の推進	楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進	共に生きる社会づくりと人権文化の創造	「学び」の支援と生涯学習環境の整備・充実 人権文化の創造とノーマライゼーション社会の実現	
		魅力ある文化振興の推進	地域文化・伝統行事の振興と継承	地域文化・伝統行事の振興と継承
			文化財の保存と活用	文化財の保存と活用
			市民の文化・芸術活動の推進	市民の文化・芸術活動の推進
		豊かな生涯スポーツ社会の実現	市民スポーツ活動の充実と青少年の健全育成	市民スポーツ活動の充実と青少年の健全育成
			「総合型地域スポーツクラブ」の推進	「総合型地域スポーツクラブ」の推進
	スポーツ施設の有効活用と整備充実		スポーツ施設の有効活用と整備充実	
	たくましく、未来にはばたく子どもの育成	特色ある学校づくり	ナンバーワン・スクール及びステップアップ・スクールの推進	ナンバーワン・スクール及びステップアップ・スクールの推進
			郷土を愛し郷土に誇りをもてる子どもの育成	郷土を愛し郷土に誇りをもてる子どもの育成
			地域の教育力を活用した体験学習の推進	地域の教育力を活用した体験学習の推進
		「生きる力」を育む学校教育の充実	「確かな学力」を確立する学習指導の推進	「確かな学力」を確立する学習指導の推進
			豊かな心を育成する教育の充実	豊かな心を育成する教育の充実
			たくましい体と健康づくりの推進	たくましい体と健康づくりの推進
	豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実	開かれた学校教育を支える支援体制の強化	学校支援活動・地域活動の担い手の確保	学校支援活動・地域活動の担い手の確保
			学校評価システムの有効活用	学校評価システムの有効活用
			家庭の教育力向上の推進	家庭の教育力向上の推進
		適正規模、適正配置を考慮した学校教育の推進	ネットワークを活用した連携教育の推進	ネットワークを活用した連携教育の推進
			学校間の連携の推進	学校間の連携の推進
就学前教育・保育の充実			就学前教育・保育の充実	
安全・安心な教育環境の整備	公共施設等の耐震化の推進	公共施設等の耐震化の推進		
	ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの推進		
	市民の安全を守る教育・活動の推進	市民の安全を守る教育・活動の推進		
時代の変化に対応した教育の推進	時代の変化に対応した教育の推進	ICT教育・GIGAスクール構想の推進	ICT教育・GIGAスクール構想の推進	
		情報モラル教育の推進と青少年の保護	情報モラル教育の推進と青少年の保護	
		国際化社会に対応できる外国語教育の推進	国際化社会に対応できる外国語教育の推進	

2

基本目標

「一人ひとりが輝く、活力ある教育の推進」

三好市総合計画では、本市の将来像を「自然が生き生き、人が輝く交流の郷 三好市」と定めています。

これは、本市の豊かな自然と多くの歴史的文化遺産、そして、恵まれた観光資源を活かしながら、自然と人が共に生き、かつ、共に活かされる郷土(ふるさと)づくりを目指したものです。そのため教育面においても、安心、安全でゆとりと潤いのある学習環境の中で、一人ひとりの「学び」の意欲を高めながら、自らの個性や能力を磨くことのできる教育の展開が求められます。

家庭教育、学校教育、社会教育の三者が、「支え合い」、「助け合い」、「つながり合い」の連携・協働を行うことで、共に相乗効果を図りながら、それぞれの教育力を向上させる活力ある教育の取り組みが重要となります。

3

基本方針

本市では、これから目指すべき教育の柱を「生涯学習」、「学校教育」、「教育環境」の3つと定め、実態を踏まえながら、地域の特性を生かした魅力ある教育を推進します。

(1) 楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

市民が生涯を通じて、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「いつまでも」学び、社会参加できる生涯学習社会の実現を目指します。

(2) たくましく、未来にはばたく子どもの育成

「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」等の「生きる力」の育成を図るため、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進します。

(3) 豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実

安全で安心して学べる教育施設の整備と、教育の質を高めるための教育環境の整備・充実を推進します。

基本理念及び基本目標の精神に則り、基本方針にそれぞれ3つの重点施策を定め、特に重点において積極的な教育行政を推進します。

(1) 楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

生涯学習の推進では、市民が生涯を通じて、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「いつまでも」学び、社会参加できる生涯学習社会の実現を目指し、特に「人権教育」、「伝統文化・文化的活動の振興及び文化財の保護」、「スポーツ振興」の3つを重点施策として、次のように取り組んでいきます。

- ① 共に生きる社会づくりと人権文化の創造
- ② 魅力ある文化振興の推進
- ③ 豊かな生涯スポーツ社会の実現

(2) たくましく、未来にはばたく子どもの育成

学校教育の推進については、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」等の育成を図るため、特に「特色ある学校づくり」、「生きる力の育成」、「学校の支援体制」の3つを重点施策として、次のように取り組んでいきます。

- ① 特色ある学校づくり
- ② 「生きる力」を育む学校教育の充実
- ③ 開かれた学校教育を支える支援体制の強化

(3) 豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実

教育環境の整備・充実の推進については、安全で安心して学べる教育施設と教育の質を高める教育環境づくりのために、特に「学校規模」、「施設設備」、「情報教育」の3つを重点施策として、次のように取り組んでいきます。

- ① 適正規模、適正配置を考慮した学校教育の推進
- ② 安全・安心な教育環境の整備
- ③ 時代の変化に対応した教育の推進

第4章 施策の展開

1 楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

(1) 共に生きる社会づくりと人権文化の創造

現状・課題

市民がいつまでも元気で、自分らしく、いきいきとした生活を送ることができ、多くの市民が積極的に学び、互いを思い合える社会をつくるためには、市民ニーズに応えた魅力ある講座を開催するとともに、子育てや健康、防災等に関すること等、社会的課題の解決に資する内容の講座を、より一層充実させることが大切です。一方で、生涯学習の活動の場となる地域の公民館は老朽化が激しく、指定避難所としての位置づけからも、計画的な修繕・改築が必要となっています。

「障害者の権利に関する条約」「障害者差別解消法」を受けて、インクルーシブ教育^{※1}や合理的配慮^{※2}の提供が推進される中、すべての子どもが同じ場で、ともに学ぶ機会を提供できる体制の整備や、特別支援教育の充実を図ることが必要となります。さらに、誰もが住みやすいと感じられるまちであるために、昨今取り上げられているさまざまな人権問題に対する施策を展開する必要があります。

取り組み

- ① 「学び」の支援と生涯学習環境の整備・充実
- ② 人権文化の創造とノーマライゼーション^{※3}社会の実現

▶ ① 「学び」の支援と生涯学習環境の整備・充実

生涯学習環境の充実

- ・多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるよう、市民大学講座をはじめとする生涯学習講座の内容や実施場所を検討し、市民の生きがいづくりや生涯学習活動の拠点づくりに取り組みます。
- ・地域資源を活用した学習や体験を通して、郷土愛の醸成を図るとともに、芸術文化や社会教育に関する団体や教育グループ、趣味サークルが自主的に活動する拠点づくりに取り組みます。

※1 インクルーシブ教育＝障がいの有無を問わず、すべての子どもが共に学ぶことを理念とする教育のこと。

※2 合理的配慮＝障害のある児童生徒が学校教育を受ける場合に、その状況に応じて必要かつ適切な変更・調整を行うこと

※3 ノーマライゼーション＝すべての人が地域で同じように生活することを当然とする社会の考え方のこと。

図書館の整備と図書館機能の充実

- ・蔵書の充実や住民にとって「利用したい」図書館づくりを推進します。電子図書館の利用拡大に取り組むとともに、図書館における自主イベントを積極的に開催します。
- ・多くの利用者が求める新鮮で魅力的な図書・雑誌・新聞・視聴覚資料を収集し、市民の利用に役立て、市民の「知る権利」を保障するとともに、図書館が主体となって開催しているイベントを通して、図書館利用のきっかけづくりを推進します。

生涯学習施設の整備・充実

- ・公民館等、老朽化の激しい施設について、避難所指定の状況や使用頻度を考慮して、「公共施設等総合管理計画」や「公共施設個別施設計画」等に基づき、計画的に整備を進めます。

▶ ②人権文化の創造とノーマライゼーション社会の実現

人権教育・人権啓発の推進

- ・市民一人ひとりが、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題との関わりを自覚し、差別の解消に向けた行動の重要性を認識し、実践することができるよう、講演会や広報誌、パンフレット等を活用し、啓発していきます。

人権教育の担い手の育成

- ・子どもに対する人権教育は、学校・家庭・地域社会が一体となって推進する必要があります。学校での人権教育を充実させるため、研修によって教職員の人権に対する意識向上を図るとともに、社会全体で人権教育が進められるよう、一般市民に対しても講演会等を通じて人権意識の啓発を図ります。
- ・学校におけるいじめ発生等の早期発見と適切で迅速な対応が取れるよう、組織的に取り組む体制の強化を図ります。
- ・子ども一人ひとりにしっかりと向き合い、それぞれの状況の把握に努める中で、現代的な課題や社会状況に即した人権教育に取り組みます。

特別支援教育の充実

- ・インクルーシブ教育の観点から、すべての子どもが同じ場でともに学べるよう教育的環境整備と合理的配慮の提供を行います。
- ・学校（園）では特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別な支援を必要とする子どもの実態把握や指導・支援内容を協議するとともに、学校内の関係者や外部関係機関との連絡調整、保護者に対する相談、担任への支援の充実を図ります。

(2) 魅力ある文化振興の推進

現状 ・ 課題

文化財や伝統文化は、地域の歴史、文化を理解するうえで欠かせない貴重なものであり、これまで継承してきた歴史的文化遺産を次世代へと引き継ぐ責任があります。また、文化芸術活動は人々の心を豊かにするとともに、生きがいのある、豊かで潤いある暮らしを感じることができます。

本市では、文化財の保存・継承や、文化芸術活動の充実、文化交流の促進、文化振興に関わる人づくり等、幅広い分野において文化振興を推進しています。本市の次代を担う子どもたちには、地域の資源や文化財を伝承するために、地域の成り立ちに関する学習会や、蔓橋の原料となるシラクチカズラの苗木作り体験の協力校を増やすなど、地域文化や文化財の継承に関する活動を行ってきました。地域文化・伝統芸術を次世代へ継承するためには、体験の場と発表の場を充実させることが重要であり、学校現場とのさらなる連携が求められています。

市民の文化的活動は、毎年10～11月の文化月間には、市民団体による発表会等が盛んに行われています。しかしながら、会員の高齢化が進んでいることから、会員の減少や、参加者の固定化や偏りがみられ、文化・芸術の担い手の育成や広報等の支援が必要です。また、三好市の文化・芸術活動をより充実させるために、これまでの事業を継続しながら、「市民が文化・芸術に触れられる機会の充実」に取り組んでいきます。

取り 組み

- ① 地域文化・伝統行事の振興と継承
- ② 文化財の保存と活用
- ③ 市民の文化・芸術活動の推進

▶ ①地域文化・伝統行事の振興と継承

文化・芸術の振興と継承

- ・子どもたちへ地域文化の継承を推進するために、「総合的な学習の時間」をはじめとする学校教育や放課後子ども教室等と地域が連携し、地域文化や伝統芸能を体験できる機会の創出に努めます。

▶ ②文化財の保存と活用

文化財の保存

- ・市の歴史・文化を次世代に引き継ぐため、「指定文化財調査票」等を活用し、文化財の保存状況の改善を図ります。
- ・新たな文化財の掘り起こしを促し、文化財の指定や登録を進めます。
- ・「まちあるきマップ」等を活用し、市街地にある文化財を市民に周知し、文化財の保護、保存に関する理解を推進します。

無形文化財の保存と継承

- ・無形文化財の「映像記録」を、学校教育の素材として活用するとともに市民への公開の機会の充実を図ります。
- ・地域との連携を通して、無形文化財を体験する機会の充実を図るとともに、地域文化への理解や文化振興及び継承に向けた風潮を醸成します。

文化財等の有効活用

- ・学校教育の教材として地元の文化財を活用し、地域文化への理解や文化振興、継承についての関心を高めます。
- ・点在する文化財等が市内外の多くの人にとって魅力ある資源となるよう、適切な管理のもと、関係機関と連携して活用を促します。

▶ ③市民の文化・芸術活動の推進

文化・芸術活動の充実

- ・文化・芸術活動団体の育成を通じて団体相互間の交流促進を図るとともに、各種活動を支援します。
- ・市民大学講座、生涯学習講座、各種研修会や講習会の充実等を通じて、指導者の資質の向上と新たな指導者の発掘・育成に努めます。
- ・文化イベント等の開催を通じ、市民が参画する機会や市民の芸術・文化意識の向上を図るとともに、市民が活動を発表する機会の確保と施設の整備に努めます。

(3) 豊かな生涯スポーツ社会の実現

現状・課題

誰もが生涯を通じて、スポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、大会や教室等の開催や支援、施設整備に取り組んできました。また、毎月第4水曜日に三好市チャレンジデーを設定し、より市民がスポーツに親しむことができるよう、機会の充実を図っています。2024（令和6）年度よりチャレンジデーが終了することから、関係機関との協力のもと、チャレンジデーに代わる市民が参加しやすいスポーツイベントを実施し、市民のスポーツ振興や健康増進に努めることが大切です。

総合型地域スポーツクラブは池田地区にのみ設立されており、他の地区での総合型地域スポーツクラブ設立に向けて引き続き支援する必要があります。

学校教育においては子どもの健やかな成長のため、各校で策定した「体力向上計画」に基づき、「体力向上・運動習慣の確立」と「望ましい生活習慣の形成」に向けて、スポーツを通して子どもの心と体の健全な成長を促すことが大切です。

「三好市スポーツ施設整備基本構想」に基づいて計画的な施設整備を推進してきましたが、老朽化している体育施設が多く、耐震化、修繕、改築等が必要となっています。引き続き計画的な修繕等を推進するとともに、誰もがスポーツに親しむことができるよう、市民の意見を聞くとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインを採用するなど、利用しやすい拠点整備に取り組むことが大切です。

取り組み

- ① 市民スポーツ活動の充実と青少年の健全育成
- ② 「総合型地域スポーツクラブ」の推進
- ③ スポーツ施設の有効活用と整備充実

▶ ①市民スポーツ活動の充実と青少年の健全育成

市民のスポーツ活動の充実

- ・チャレンジデーに代わるスポーツイベントの実施やスポーツ教室の開催を通し、市民のスポーツ活動や健康づくりを推進します。
- ・三好市体育協会・スポーツ少年団主催の各種大会の支援を行い、スポーツ活動の充実を図ります。

スポーツ振興人材の育成

- ・市民が積極的にスポーツ振興に関われることができるよう、各種研修や講習会を開催し、人材の育成を推進します。

子どもの基礎体力・運動能力の向上

- ・スポーツ少年団活動への支援を通じて、子どもの基礎体力・運動能力の向上、スポーツへの興味や関心を高めます。
- ・児童生徒の体力・運動能力の向上を目指し、学校・家庭・地域が一体となった活力と特色ある学校教育を推進します。

▶ ②「総合型地域スポーツクラブ」の推進

総合型地域スポーツクラブの充実と他地区での設立

- ・ 現在活動中の総合型地域スポーツクラブや三好市体育協会等との連携を図り、青少年の健全育成や市民の健康づくりを推進します。また、総合型地域スポーツクラブを全市的に拡大することを目指します。

▶ ③スポーツ施設の有効活用と整備充実

スポーツ施設の適正運営

- ・ 誰もが安全・安心に利用でき、健康づくりや交流の場となるよう、体育館や運動場等の体育施設環境を整備し、「三好市スポーツ施設整備基本構想」に基づいた計画的な施設運営に努めます。
- ・ 施設の修繕等の際には、バリアフリーやユニバーサルデザインを採用し、誰もが利用しやすい施設とします。

市民が利用しやすいスポーツ環境の整備

- ・ 学校休業日や平日夜間に最寄りの学校施設において、多様なスポーツに親しむことができるよう、引き続き学校の運動場や体育館等を解放します。
- ・ 子どもから高齢者までが安全・安心に利用できるよう、地域のスポーツ施設や運動公園等の維持管理を行い、市民が利用しやすいスポーツ環境を整備します。

(1) 特色ある学校づくり

現状
・
課題

特色ある学校づくりの推進に向けて、オンリーワン・スクール^{※1}をさらに前進させたナンバーワン・スクールの実現を目指して取り組んできました。ナンバーワン・スクールのさらなる推進のためには、学校づくりの取り組みを公表するとともに、保護者、地域住民の理解と協力が不可欠です。引き続き学校・家庭・地域との一層の連携が求められます。また、「ステップアップ・スクール」で掲げた到達目標を、より確実に達成するために計画的かつ継続的な実践が必要となります。

それぞれの学校において、「総合的な学習の時間」等で地域の人を講師として招くなど、地域の特色を生かしたふるさと教育や食育の推進をはじめ、郷土の自然、伝統・文化に触れる体験活動等を充実させています。引き続き地域の教育力を積極的に活用し、子どもたちの郷土愛を育む取り組みの継続が必要となります。そのためには、地域の新たな資源の発掘、地域人材の育成が重要であり、学校・家庭・地域が一体となった持続可能で特色のある教育環境の醸成を図ることが求められています。

取り
組み

- ① ナンバーワン・スクール及びステップアップ・スクールの推進
- ② 郷土を愛し郷土に誇りをもてる子どもの育成
- ③ 地域の教育力を活用した体験学習の推進

▶ ① ナンバーワン・スクール及びステップアップ・スクールの推進

ナンバーワン・スクールの実現

- ・「ナンバーワン・スクール」の実現に向けて、学校づくりの取り組みを公表するとともに、保護者、地域住民の理解と協力体制の強化に努めます。

ナンバーワン・スクール実現のためのステップアップ・スクールの推進

- ・「ナンバーワン・スクール」の実現を図るため「ステップアップ・スクール」を推進し、ICT教育に関するサポートや図書備品の充実等、学校への支援を積極的に行います。
- ・学校訪問の際に進捗状況をヒアリングし、到達目標の達成に向けて適宜指導を行います。

※1 オンリーワン・スクール＝三好市教育委員会が打ち出した特色を生かした学校づくりの名称。目標を毎年立ててステップアップし、やがてはオンリーワンを目指すという学校づくりのこと。

▶ ②郷土を愛し郷土に誇りをもてる子どもの育成

ふるさと教育の推進

- ・学校支援ボランティアとの協力体制を強化し、子どもが郷土の文化や生活に親しみ、地域社会の一員としての自覚を高める取り組みを推進します。
- ・自然・歴史・文化への理解を深めるジオ学習の取り組みや、地域の人々・団体の有する資源を生かし、それらと連携した教育・交流を推進することで故郷を愛し誇りに思う心を育みます。

▶ ③地域の教育力を活用した体験学習の推進

地域の人的・物的資源の活用

- ・地域とともにある学校づくりに向けて、地域人材の受け入れ体制を整えるとともに、地域連携に関する教職員の意識の向上を図ります。
- ・体験学習を通して児童生徒一人ひとりの道徳的価値の自覚を促し、自立性を養うなかで、社会生活上のルールの意味や目的を学び、規範意識を高め、社会性を育みます。
- ・学校支援ボランティアの育成と担い手の確保に努めます。

キャリア教育の充実

- ・「総合的な学習の時間」を活用し、福祉体験学習や農林業体験学習、職場体験学習等を行い、正しい就労観や職業観が身につくよう、地域との連携のもと取り組みます。
- ・児童生徒の「学ぶこと」と「将来へのつながり」を見通しながら、社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を身につけることができるよう、キャリアパスポート^{※1}を活用しながらキャリア教育の充実を図ります。

食育の推進

- ・「徳島県食育推進計画」に基づき、食に対する正しい知識や、感謝の心、望ましい食生活、食習慣の確立に向けて、学校・家庭・地域が連携し、学校教育全体を通じた食育の推進に努めます。
- ・三好市学校給食センターを中心に地産地消を推進するとともに、行事食、旬の食材等を取り入れ、子どもたちの食への関心を高めます。

※1 キャリアパスポート＝キャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを児童・生徒自身で記述し、蓄積した記録を振り返ることができる教材。小学校から高等学校にかけて記録が引き継がれる。

【参考】2023（令和5）年度 三好市内の学校数

幼稚園	小学校	中学校	合計	高等学校	総計
3園	13校	6校	22（園）校	1校※1	23（園）校

※1 池田高等学校本校（全日制・定時制）・辻校・三好校

【参考】2023（令和5）年度 規模別学校数（2023〈令和5〉年5月1日現在）

区分	10人以下	11~30人	31~60人	61~100人	100~200人	201人以上	合計
幼稚園（園）	1	2	-	-	-	-	3
小学校（校）	2	3	4	2	1	1	13
中学校（校）	2	-	1	2	-	1	6

【参考】2023（令和5年）年度 へき地指定校数

区分	へき地3級	へき地2級	へき地1級	へき地準級	へき地指定のない学校	合計
小学校（校）	1	-	1	1	10	13
中学校（校）	1	-	-	1	4	6

【資料】三好市

(2) 「生きる力」を育む学校教育の充実

現状 ・ 課題

子どものライフステージにあわせて、各教育機関を通して「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3つの要素をバランスよく育むための取り組みを提供してきました。学力の定着・読書習慣・家庭学習習慣が確立できるよう学校・家庭・地域が連携を強化し、多様な学習の機会を提供することが重要です。

また、小・中学校では道徳教育の指導計画を作成し、基本的な生活習慣の確立及び道徳心の向上を図っています。昨今全国的に課題となっている、いじめや不登校等への問題を組織的に対応できるよう、専門職員との積極的な連携や児童生徒の心のケアが重要となります。

取り 組み

- ① 「確かな学力」を確立する学習指導の推進
- ② 豊かな心を育成する教育の充実
- ③ たくましい体と健康づくりの推進

▶ ① 「確かな学力」を確立する学習指導の推進

基礎的・基本的な知識・技能の習得

- ・「全国学力・学習状況調査及び県ステップアップテスト」の成果を評価・検証し、目標レベルまでの到達状況を把握して、指導方法の工夫・改善に取り組みます。
- ・障がいのある児童生徒も意欲的に学習に取り組むことができるよう、授業のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、ICT機器を効果的に活用し個に応じたわかりやすい授業を実施します。

思考力・判断力・表現力の育成

- ・各学校で策定した「学力向上実行プラン」に基づき、「アクティブ・ラーニング」を盛り込みながら学習・指導方法の工夫や改善が図れるよう、教職員間の連携を強化し、全校が一体となって子どもの学力向上を目指します。
- ・「三好市子ども読書活動推進計画」に基づき、さまざまな場面で図書に親しむことができるよう学校・家庭・地域の協力体制を強化し、子どもの読書活動を推進します。

教職員の指導力の向上

- ・児童生徒が基本的な学習内容を十分に理解して学ぶ喜びを味わうことができるよう、指導計画の作成やわかりやすい授業を行うとともに、教職員が互いに学び合い、支え合う教育環境の整備を目指し、教職員への指導・研修等を充実させます。
- ・学力向上対策への指導や教科指導、生徒指導の充実を図るとともに、教職員が一人で課題を抱えることのないよう、教職員への相談支援を充実します。

▶ ②豊かな心を育成する教育の充実

道徳教育の充実

- ・児童生徒や学校の実態を踏まえた道徳教育の目標を明確にし、道徳教育の指導計画に基づき創意工夫を凝らした指導を行います。
- ・問題解決型の学習や体験的な学習等を通じて、他者の異なる意見と向き合い、話し合う中で、さまざまな考え方を学び、実践、習慣化に結びつけるとともに、規範意識やいじめを許さない意識の向上を図ります。

家庭や地域との連携

- ・保護者や地域と連携しながら、あいさつをはじめとした基本的な生活習慣や規範意識、社会生活上のルール等を身につけ、日常生活の中で実践できるよう、取り組みを進めます。
- ・自然体験活動やボランティア活動等の多様な体験を通して、お互いに認め合い、学びあう中で豊かな心を育むことができるよう学校・家庭・地域が連携し、それぞれの取り組みを研究し、その成果を発信します。

いじめ・不登校・問題行動等への適切な対応と心のケアの充実

- ・「三好市いじめ防止基本方針」に基づき、三好市におけるいじめの防止、早期発見、及びいじめの対処等の対策を総合的かつ効果的に推進していきます。地域・家庭・学校との連携、協働する体制を構築し、重大ないじめが発生した場合には、調査委員会等で速やかに対応します。
- ・不登校の児童生徒に対して、学校復帰の支援を行うために開設している三好市適応指導教室の充実に向けて、きめ細やかで継続的な指導を工夫します。
- ・教育の現場や教職員だけで対応することなく、家庭や地域をはじめ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや臨床心理士等の専門職との緊密な連携のもと、早期に適切な対応が取れるよう体制の整備を推進するとともに、支援の拡充を図ります。
- ・一人ひとりの心身の健康状態について、家庭、学校等と連携し、個々に応じた心のケアを図るとともに、保健室の機能を十分に生かしながら、適切な保健指導を行います。

▶ ③たくましい体と健康づくりの推進

健やかな成長を育む運動習慣の確立

- ・児童生徒の体力・運動能力の向上を目指し、各校で策定する「体力向上計画」に基づいた教育を推進します。
- ・学校・園で行う体力づくりが家庭でも自主的に行われるよう、保護者の理解と協力が得られるよう啓発に努めます。

児童生徒の健康で安全な日常生活の保持

- ・「飲酒・喫煙・薬物乱用防止教室」を学校保健計画等の年間計画に位置付け、年1回以上開催し、児童生徒に正しい知識と薬物の恐ろしさについて啓発します。
- ・新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス等の感染症やアレルギー疾患等について正しい理解が得られるよう啓発するとともに、予防する能力の育成・定着を図ります。

(3) 開かれた学校教育を支える支援体制の強化

現状 ・ 課題

開かれた学校教育に向けて学校運営協議会制度を活用した適切な学校評価を行い、公開することで開かれた学校づくりを推進することが大切です。また、引き続き地域人材の受け入れ体制を整備するとともに、学校支援ボランティアと協働して地域とともにある学校づくりを目指します。

家庭教育は子どもの生きる力の基礎となります。家族の絆を大切にすることができるよう「家庭の日」の啓発に努めるとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を基本とする生活リズムの定着に向けた取り組みを推進することが大切です。

取り 組み

- ① 学校支援活動・地域活動の担い手の確保
- ② 学校評価システムの有効活用
- ③ 家庭の教育力向上の推進

▶ ①学校支援活動・地域活動の担い手の確保

地域連携に向けた学校環境と体制の整備

- ・地域に開かれた学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール先進地における実施状況等を参考に、より効果的な運営を進めます。
- ・地域とともにある学校づくりに向けて、地域人材の受け入れ体制を整えるとともに、地域連携に関する教職員の意識の向上を図ります。(再掲)

学校支援ボランティアの拡充

- ・地域の教育力の向上を目的に、学校支援ボランティアコーディネーターを支援するとともに、地域差が生じないように、学校支援ボランティアの募集を推進します。
- ・学校支援ボランティアと協働して学校の教育活動や運営の支援に向けて、学校支援のニーズ把握や地域人材の発掘、情報収集等を行います。

▶ ②学校評価システムの推進

信頼される学校・園づくりの推進

- ・信頼される学校・園づくりを進めるために、学校運営協議会制度に基づく学校評価システムを活用し、学校運営への評価を行うとともに、保護者や市民の学校運営への積極的な参画を促進します。
- ・市内の全小中学校の評価をホームページに掲載するなど積極的に情報発信し、地域ぐるみで学校改善に取り組みます。

▶ ③家庭の教育力向上の推進

子育て支援の充実

- ・放課後児童クラブ事業をはじめ、本市で取り組んでいるさまざまな子育て支援事業と連携し、保護者に対する子育て情報の発信や学習の機会の提供、子育て相談の充実等を図ります。
- ・毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及・啓発を継続して推進するとともに、家族の絆を大切にするために必要な取り組みを検討します。

子どもの生活リズムの向上

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」運動の継続的な実施に加え、「生活習慣改善プロジェクト」を計画し、スマホやタブレット等メディアとの付き合い方を考えるなど、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの健康、生活習慣改善、子どもの健やかな成長を促します。

P T A活動の活性化

- ・徳島県P T A連合会やブロック研修会等への積極的な参加、P T A広報の発行を通じて、学校教育及び家庭教育への理解を深め、子どもの生活向上や環境改善の取り組みを推進します。

(1) 適正規模、適正配置を考慮した学校教育の推進

現状
・
課題

子どもの数が減少し、小規模校が増えている現状を踏まえ、子どもにとって最善の教育環境を確保することが求められています。学校の適正規模、適正配置について保護者の要望等も考慮しつつ、引き続き検討することが重要となります。

望ましい小・中学校の連携強化及び一体化教育について、教職員や地域、保護者に対して理解と啓発を図ることが大切です。

また、就学前教育・保育の充実や安全・安心な教育環境の整備に努めるとともに、ICT^{※1}教育・STEAM教育^{※2}や外国語教育等、時代の変化に柔軟に対応した教育の推進が求められます。

研修の機会を設け、教職員一人ひとりの一層の資質向上に努めるとともに、連携・協力体制を強化し、各専門機関と綿密かつ幅広い連携を図ることが求められます。

取り
組み

- ① ネットワークを活用した連携教育の推進
- ② 学校間の連携の推進
- ③ 就学前教育・保育の充実

▶ ① ネットワークを活用した連携教育の推進

小中学校の適正配置についての検討

- ・ 児童生徒の通学の安全や保護者のニーズに配慮し、区域外就学等への柔軟な対応を行うとともに、指定校への通学の利便性確保のため、遠距離通学・休廃校となった校区から通学する児童生徒を対象にスクールバスの運行等を行います。
- ・ 小規模校が抱えている問題点を明確にし、学校間の連携も含め、地域の意向に留意しつつ適正配置に向けた検討を行います。

小規模校における教育環境の整備

- ・ 小規模校の教育の充実を図るため、各校の要望把握に努めるとともに、効果的な手段の研究に努めます。
- ・ 複式学級の解消・改善に向けて、教職員の人材確保と配置の工夫を図ります。

※1 ICT=Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービス等の総称。

※2 STEAM教育=Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics 教育の略。

各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。

▶ ②学校間の連携の推進

小学校と小学校及び小学校と中学校の連携強化

- ・小学校と小学校、小学校と中学校の合同運動会や合同体験学習等、学校間の連携を強化し、「中1ギャップ」※1等の課題解消に努めます。
- ・小規模校が増加している現状を踏まえ、子どもの生きる力を育成するために、一人ひとりに応じたきめ細かな指導等、小規模校のメリットを生かすとともに、学校間の連携事業を推進し、集団規模の拡大に取り組みます。

教育課程の編成や校内体制づくりの推進

- ・小学校から中学校までの9年間の学び・成長を意識した、一貫したカリキュラムの編成に努めます。
- ・小中教職員を対象とした研修を充実させ、教育の質を高めます。

小中連携教育の普及と拡充

- ・小・中学校の教員が相互交流などを通して、児童生徒の理解を深めるとともに、取り組みの継続に努めます。
- ・小規模校が増加している現状を鑑み、小中連携教育について地域や保護者に対して、理解と啓発を推進します。

▶ ③就学前教育・保育の充実

子どもの教育環境の整備

- ・本市においても急速な少子化が進む中、保護者が希望する安全・安心な保育の場の提供等、様々な課題の解決を目指して、さらなる子育て支援の体制づくりを推進します。
- ・小規模化が一層進むと予想されるため、幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持った認定こども園については、児童数や地域の実情を勘案しながら検討していきます。

就学前教育の推進

- ・「小1プロブレム」※2解消のため、認定こども園、保育所（園）、幼稚園、小学校の円滑な接続を図り、合同研修会や互いの教育内容を理解し合える機会等を設け、就学前施設と小学校の連携・協力体制を強化します。
- ・各専門機関との連携を図り研修を重ね、職員一人一人の資質向上に努めます。

預かり保育等の保護者支援の拡充

- ・幼稚園を利用する保護者のニーズに対応できるよう、引き続き預かり保育を実施し、保護者の支援の拡充に努めます。

※1 中1ギャップ＝小学校から中学校に進学した際、学習内容や人間関係の変化、心身の発達等から不登校やいじめがおこったり授業についていけなくなったりするなどの問題が生じること。

※2 小1プロブレム＝小学校に入学した1年生が、新しい環境に馴染めず、集団行動ができない、周りとは違う行動をしてしまう、授業中座ってられない、立ち歩く、先生の話听不懂、という状態が継続する問題のこと。

【参考】徳島県学級編制基準（2023〈令和5〉年度）

区分	単式学級	複式学級	特別支援学級
小学校	1学年～6学年 35人	16人 1学年を含む学級にあつては8人	8人
中学校	1学年 35人 2学年～3学年 40人	8人	8人

【資料】徳島県教育委員会

【参考】複式学級の設置状況（2022〈令和4〉年5月1日現在）

区分	単式学級数（A）	複式学級数（B）	合計（C）	複式学級の割合 （B/C）×100
全国	313,645 学級	4,563 学級	318,208 学級	1.43%
徳島県	1,996 学級	33 学級	2,029 学級	1.63%
三好市	90 学級	15 学級	105 学級	14.29%

※学級数の中に特別支援学級は含まない。

【資料】学校基本調査

【参考】幼稚園幼児数状況（2023〈令和5〉年5月1日現在）

単位：人

	辻	池田	山城	合計
3歳	-	-	-	-
4歳	2	8	4	14
5歳	11	18	3	32
合計	13	26	7	46

【資料】三好市

(2) 安全・安心な教育環境の整備

現状 ・ 課題

近い将来、四国沖を震源とする南海トラフ地震が発生すると危惧されており、安全で安心な教育環境の確保が重要となります。学校（園）防災ネットワーク会議を通して、防災意識や危機管理意識の醸成に努めるとともに、災害時に危険性のある施設の耐震化や躯体以外の耐震整備を推進する必要があります。

公共施設は市民活動の場として活用されるだけでなく、災害発生時には避難所として使用されることもあり、あらゆる人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに基づいた施設とすることが大切です。

また、スクールガードや児童の登下校時の見守り活動等、地域等との協働による取り組みを一層推進することが必要です。

取り 組み

- ① 公共施設等の耐震化の推進
- ② ユニバーサルデザインの推進
- ③ 市民の安全を守る教育・活動の推進

▶ ①公共施設等の耐震化の推進

公共施設の防災

- ・ 公民館等、老朽化の激しい施設について、避難所指定の状況や使用頻度を考慮して、「公共施設等総合管理計画」や「公共施設個別施設計画」等に基づき、計画的に整備を進めます。
- ・ 防災設備の点検の充実を図るとともに、窓ガラス等の建物構造体以外の部分の安全性を検証し、耐震化等の適切な対応を検討します。

学校備蓄購入事業の推進

- ・ 災害が発生しても避難所としていつでも活用することができるよう、「三好市立幼稚園・小・中学校備蓄食料整備計画」に基づき、計画的な備蓄品の購入と適切な管理を行います。
- ・ 災害種別に対応した防災訓練等を計画的に推進する上で、備蓄品の利用方法を学びながら、適切な更新を行います。

▶ ②ユニバーサルデザインの推進

誰もが使いやすい施設整備

- ・ 施設の修繕等の際には、バリアフリーやユニバーサルデザインを採用し、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。

▶ ③市民の安全を守る教育・活動の推進

防災教育と助け合える地域連携の強化

- ・学校（園）防災ネットワーク会議の活動を推進し、学校や園の防災・減災対策を強化します。
- ・災害種別に対応した防災訓練や防災に関する研修の充実による地域防災力の強化や避難行動要支援者の把握、必要な支援の検討等、関係機関や地域と緊密な連携を強化します。

安全なまちづくりと防犯教育の充実

- ・スクールガードによる巡回活動や児童の登校時の見守り活動等、地域の連携・協力体制を強化し、子どもの安全確保を図ります。
- ・「三好市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の点検・安全の確保を検証し、計画的に改善に向けた取り組みを推進します。
- ・スクールガード等、地域の安全を守る人材の確保に向けて、地域団体との連携を強化し、充実に努めます。

【参考】学校安全体制整備状況及び学校安全報告（2022〈令和4〉年度）

単位：回

区分 （）内数字は学校数	避難訓練の実施	スクールガードの 巡回活動	防犯教室の実施
小学校(13校)	13	11	13
中学校(6校)	6	4	2
合計(19校)	19	15	15
実施率(%)	100.0	78.9	78.9

【資料】三好市

(3) 時代の変化に対応した教育の推進

現状 ・ 課題

国においては学習指導要領が改訂され、小学校における英語教育や道徳教育の教科化が図られています。また、G I G Aスクール構想による一人一台ICT端末を効果的に活用することで、子どもたちのコミュニケーション能力をより高めていくための支援を充実させることが大切です。その一方で、スマートフォンや携帯電話、インターネットが児童生徒の間でも身近なものとなり、有害情報からの保護や情報モラル教育の充実が喫緊の課題となっています。

教育委員会による指導・研修等を充実させ、教職員の指導力の向上を図るとともに、プログラミング教育に対応できる教員の育成に努めるなど、引き続き時代の変化に対応した教育環境の充実に向けて各種取り組みを推進することが求められます。

取り 組み

- ① ICT教育・G I G Aスクール構想の推進
- ② 情報モラル教育の推進と青少年の保護
- ③ 国際化社会に対応できる外国語教育の推進

▶ ① ICT教育・G I G Aスクール構想の推進

高度情報化社会に対応した教育の推進

- ・学校におけるICT環境の整備を継続して児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、単純なデジタル化に留まらない、教育デジタルトランスフォーメーション（教育DX）※1を推進します。
- ・主体的に情報を収集・比較・選択し、情報の特性を生かした効果的な表現ができるような学習活動を取り入れます。
- ・G I G Aスクール構想を推進し、一人一台ICT端末を利用した学習を日常化させ、高度情報化社会に対応した教育の質の向上を図ります。

※1 教育DX＝教育において最新のデジタルテクノロジーを活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること。

▶ ②情報モラル教育の推進と青少年の保護

情報モラル意識の向上

- ・教職員の情報モラル意識と、情報活用におけるコンプライアンス（法令遵守）に関する知識の向上を目指すとともに、データの適切な管理に努め、個人情報の保護や著作権等、情報セキュリティポリシーに関する研修を実施します。

情報化社会における健全な青少年の育成

- ・SNS等のコミュニケーションツールの利用拡大によるトラブルの未然防止のため、相手の状況や気持ちを考えた適切なコミュニケーションのあり方や、個人情報の重要性、著作権等の権利を尊重することの大切さについて、学校教育・家庭教育の両面から啓発します。
- ・青少年がインターネットやSNS等の利用に伴う事件やトラブルに巻き込まれないよう注意喚起するとともに、必要な情報を的確に選別し活用する能力や情報社会で適切に行動するための基本となる考え方や態度を育んでいきます。
- ・保護者が青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、インターネット上の有害情報や危険性、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について啓発します。

▶ ③国際化社会に対応できる外国語教育の推進

英語・外国語教育の充実

- ・小学校3～4年生の外国語活動においては、外国の言語や文化について体験的に理解を深めることができるよう、コミュニケーション能力の素地を養うよう努めます。また、5～6年生の外国語においては、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成に努めます。
- ・ALT（外国語指導助手）を積極的かつ効果的に活用するなど、英語に親しむ機会の拡大に努め、英語によるコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。

国際理解教育と国際交流の推進及び充実

- ・国際社会の一員としての自覚を持つとともに、日本の文化はもとより、世界各国の生活や文化を正しく理解し、それを尊重する態度やともに生きる豊かな心を育みます。
- ・三好市姉妹都市交流親善団派遣事業に参加する中学生団員の派遣について、担当課との連携を図り、支援します。

【参考】「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態
(2022〈令和4〉年3月1日現在)

区分	学校数	教育用コンピュータ総台数	教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の無線LAN整備率	統合型校務支援システム整備率	指導者用デジタル教科書の整備率
全国	32,732校	12,359,187台	0.9人	83.6%	94.8%	81.0%	81.4%
徳島県	294校	88,097台	0.8人	91.8%	99.9%	100.0%	96.9%
三好市	20校	2,026台	0.6人	92.6%	100.0%	100.0%	100.0%

【資料】文部科学省「令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

【参考】教員のICT活用指導力の状況(2022〈令和4〉年3月1日現在)

校種	小学校			中学校		
	全国	徳島県	三好市	全国	徳島県	三好市
大項目						
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	87.9%	93.6%	95.9%	86.0%	94.1%	96.5%
B 授業中にICTを活用して指導する能力	78.0%	87.4%	91.2%	71.8%	85.0%	86.7%
C 児童・生徒のICT活用を指導する能力	79.4%	87.5%	90.5%	75.2%	85.6%	87.9%
D 情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力	89.4%	94.3%	95.0%	84.0%	92.9%	96.1%

※数値は各項目の「わりにできる」「ややできる」の割合

【資料】文部科学省「令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

【参考】青少年のインターネット利用環境実態調査(全国・2022〈令和4〉年度)

	いずれかの機器(計)	スマートフォン	学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等	ゲーム機	テレビ	自宅用のパソコンやタブレット	契約していないスマートフォン	携帯電話
小学生	97.5%	43.8%	71.9%	75.5%	58.0%	57.0%	22.7%	15.2%
中学生	99.0%	78.9%	70.7%	69.1%	57.6%	46.9%	13.4%	3.5%

※令和3年度調査から「インターネットを利用している機器」を変更。令和2年度までは、次の15機器。「スマートフォン、機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン、契約期間が切れたスマートフォン、携帯電話、機能限定携帯電話や子供向け携帯電話、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレット、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビ」(令和3年度からテレビの例を一部変更修正)

令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査報告書(令和5年3月)内閣府

第5章 計画の推進



1 計画の推進体制

(1) 計画の住民への周知・情報伝達

教育の振興は、学校教育現場のみならず、家庭・地域の連携と協働が不可欠であり、それぞれの役割を果たしながら、効果的な取り組みを推進することが大切です。

本計画書の内容をホームページ等で公表し、教育振興に対する本市の考えと取り組みを周知・啓発し、市民との「協働」と「参画」による計画の推進を図ります。

(2) 県との連携

「徳島教育大綱」及び「徳島県教育振興計画（第4期）」との整合を図り、県とともに連携して子ども一人ひとりの状況にあった支援体制の構築、市民の快適な生涯学習等の充実に取り組みます。

(3) 全庁的な連携体制の構築及び関係機関との連携

「三好市教育大綱」に基づき「三好市総合教育会議」等で市長と教育委員会との緊密な連携のもと、関係部局と調整を図り、全庁的な連携体制を構築するとともに、小・中学校、学校運営協議会や学校支援ボランティア、保育所（園）・幼稚園等との連携を強化し、積極的な取り組みを推進します。

2 進捗管理・評価

計画進捗管理においては、基本理念である「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」に基づいた取り組みがなされているか、定期的に点検・評価することが大切です。

本計画においては、計画の立案（Plan）、計画の実行（Do）、検証・評価（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルの手法を活用し、施策の進捗状況の評価・検証を行うこととします。

計画に揚げられた施策の進捗状況については、毎年点検及び評価を行い、その結果は議会に報告するとともに、ホームページで公表しています。



第6章 参考資料



1 保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校 住所一覧

■認可保育所（園）【公立】

名称	住所	TEL
王地保育所	三好市三野町加茂野宮 1378 番地	(0883)77-2077
西井川保育所	三好市井川町西井川 383 番地	(0883)76-3180
池田第一保育所	三好市池田町マチ 2155 番地 1	(0883)72-0147
池田第二保育所	三好市池田町中西サコダ 151 番地	(0883)74-0103
政友保育所	三好市山城町政友 42 番地	(0883)86-2115

■認可保育所（園）【私立】

名称	住所	TEL
大泉保育園	三好市池田町ヤマダ 668 番地	(0883)72-5713
かめの子保育園	三好市池田町シマ 799 番地 7	(0883)72-2215

■認定こども園

名称	住所	TEL
三野認定こども園	三好市三野町芝生 1293 番地 8	(0883)77-2041
西祖谷認定こども園	三好市西祖谷山村一宇 262 番地 1	(0883)87-2239
東祖谷認定こども園	三好市東祖谷下瀬 202 番地 3	(0883)88-2535

■保育所（園）（休廃園等）

名称	住所	備考
東谷保育所	三好市三野町太刀野山 588 番地	廃園
三野保育所	三好市三野町芝生 1293 番地 8	「三野認定こども園」に移行
櫟生保育所	三好市西祖谷山村一宇 262 番地 1	「西祖谷認定こども園」に移行
落合保育所	三好市東祖谷落合 142 番地	「東祖谷保育所」に統合後、「東祖谷認定こども園」に移行
栃之瀬保育所	三好市東祖谷新居屋 70 番地	
栃之瀬保育所和田分園	三好市東祖谷和田 2 番地	
上名保育所	三好市山城町上名 454 番地 2	廃園

■幼稚園

名称	住所	TEL
辻幼稚園	三好市井川町辻 39 番地	(0883)78-2086
池田幼稚園	三好市池田町ウエノ 2869 番地 2	(0883)72-1015
山城幼稚園	三好市山城町大川持 30 番地 2	(0883)86-1151

■幼稚園（休園）

名称	住所	休園年度
川崎幼稚園	三好市池田町川崎浪会 31 番地	2007（平成 19）年度
下名幼稚園	三好市山城町下名 1001 番地	2011（平成 23）年度
馬路幼稚園	三好市池田町馬路立石 33 番地 1	2012（平成 24）年度
三野幼稚園	三好市三野町太刀野 970 番地	2012（平成 24）年度
西井川幼稚園	三好市井川町西井川 610 番地 1	2019（平成 31）年度
吾橋幼稚園	三好市西祖谷山村下吾橋 303 番地 2	2020（令和 2）年度
白地幼稚園	三好市池田町白地本名 155 番地	2023（令和 5）年度
三縄幼稚園	三好市池田町中西イバ 504 番地 11	2023（令和 5）年度

■幼稚園（廃園）

名称	住所	廃園年度
有瀬幼稚園	三好市西祖谷山村有瀬 414 番地 1	2012（平成 24）年度
河内幼稚園	三好市山城町光兼 490 番地	2012（平成 24）年度
善徳幼稚園	三好市西祖谷山村善徳 362 番地	2012（平成 24）年度
太刀野山幼稚園	三好市三野町太刀野山 3796 番地	2012（平成 24）年度
出合幼稚園	三好市池田町大和川 15 番地	2012（平成 24）年度
西宇幼稚園	三好市山城町西宇 1226 番地 3	2012（平成 24）年度
西岡幼稚園	三好市西祖谷山村東西岡 10 番地	2012（平成 24）年度
西山幼稚園	三好市池田町西山宮ノ北 3691 番地	2012（平成 24）年度
野呂内幼稚園	三好市池田町白地ノロウチ 249 番地	2012（平成 24）年度
馬場幼稚園	三好市池田町白地ウマバ 464 番地	2012（平成 24）年度
佐野幼稚園	三好市池田町佐野金氏 942 番地	2014（平成 26）年度
大和幼稚園	三好市山城町大和川 214 番地 1	2014（平成 26）年度
大野幼稚園	三好市山城町大野 519 番地	2017（平成 29）年度
井内幼稚園	三好市井川町井内西 4896 番地 1	2019（令和 1）年度
箸蔵幼稚園	三好市池田町州津井関 1109 番地 1	2022（令和 4）年度

■小学校

名称	住所	TEL
王地小学校	三好市三野町加茂野宮 1393 番地	(0883)77-2048
芝生小学校	三好市三野町芝生 1230 番地	(0883)77-2004
辻小学校	三好市井川町辻 53 番地 1	(0883)78-2041
西井川小学校	三好市井川町西井川 734 番地 3	(0883)78-2234
箸蔵小学校	三好市池田町州津井関 1208 番地	(0883)72-0821
池田小学校	三好市池田町ウエノ 2379 番地 4	(0883)72-1241
白地小学校	三好市池田町白地本名 57 番地	(0883)74-0520
馬路小学校	三好市池田町馬路立石 33 番地 1	(0883)74-0460
三縄小学校	三好市池田町中西イバ 508 番地 1	(0883)74-0020
山城小学校	三好市山城町大川持 30 番地 2	(0883)86-1009
下名小学校	三好市山城町下名 1001 番地 1	(0883)84-1353
櫟生小学校	三好市西祖谷山村一宇 262 番地 1	(0883)87-2386
東祖谷小学校	三好市東祖谷下瀬 12 番地 1	(0883)88-2217

■小学校（休校）

名称	住所	休校年度
芝生小学校 太刀野分校	三好市三野町太刀野 970 番地	2008（平成 20）年度
川崎小学校	三好市池田町川崎浪会 31 番地	2015（平成 27）年度
吾橋小学校	三好市西祖谷山村下吾橋 303 番地 2	2022（令和 4）年度

■小学校（廃校）

名称	住所	廃校年度
大野小学校 佐連分校	三好市山城町佐連 516 番地	2004（平成 16）年度
河内小学校 粟山分校	三好市山城町粟山 333 番地	2004（平成 16）年度
井内小学校 野住分校	三好市井川町井内西 2453 番地	2005（平成 17）年度
下野呂内小学校	三好市池田町西山中塚 1093 番地	2005（平成 17）年度
落合小学校	三好市東祖谷落合 403 番地	2011（平成 23）年度
菅生小学校	三好市東祖谷菅生 162 番地 1	2011（平成 23）年度
栃之瀬小学校	三好市東祖谷新居屋 73 番地	2011（平成 23）年度
名頃小学校	三好市東祖谷菅生 640 番地 8	2011（平成 23）年度
和田小学校	三好市東祖谷和田 2 番地	2011（平成 23）年度
有瀬小学校	三好市西祖谷山村有瀬 414 番地 1	2012（平成 24）年度
河内小学校	三好市山城町光兼 490 番地	2012（平成 24）年度
漆川小学校	三好市池田町漆川小林 1900 番地	2012（平成 24）年度
善徳小学校	三好市西祖谷山村善徳 362 番地	2012（平成 24）年度
太刀野山小学校	三好市三野町太刀野山 3796 番地	2012（平成 24）年度
出合小学校	三好市池田町大和川 15 番地	2012（平成 24）年度
西宇小学校	三好市山城町西宇 1226 番地 3	2012（平成 24）年度
西岡小学校	三好市西祖谷山村東西岡 10 番地	2012（平成 24）年度
西山小学校	三好市池田町西山岡屋敷 3563 番地 1	2012（平成 24）年度
野呂内小学校	三好市池田町白地ノロウチ 249 番地	2012（平成 24）年度
馬場小学校	三好市池田町白地ウマバ 464 番地	2012（平成 24）年度
東谷小学校	三好市三野町太刀野山 558 番地	2012（平成 24）年度
平野小学校	三好市山城町平野 56 番地 1	2012（平成 24）年度
佐野小学校	三好市池田町佐野金氏 942 番地	2014（平成 26）年度
大和小学校	三好市山城町大和川 214 番地 1	2014（平成 26）年度
大野小学校	三好市山城町大野 519 番地	2017（平成 29）年度
上名小学校	三好市山城町上名 236 番地 3	2017（平成 29）年度
政友小学校	三好市山城町政友 46 番地	2017（平成 29）年度
井内小学校	三好市井川町井内西 4896 番地 1	2022（令和 4）年度

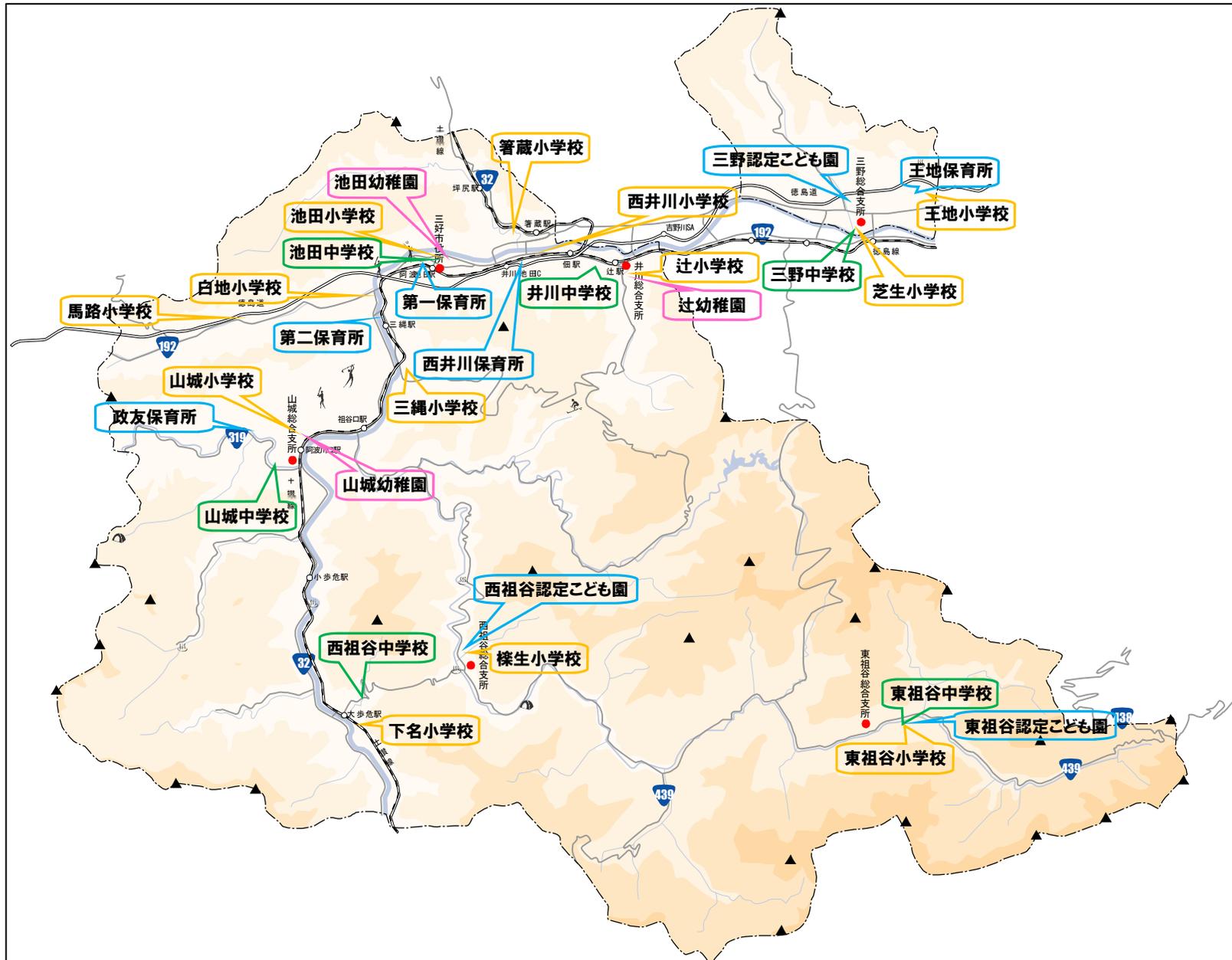
■中学校

名称	住所	TEL
三野中学校	三好市三野町芝生 1232 番地	(0883)77-2024
井川中学校	三好市井川町タクミ田 100 番地 2	(0883)78-2076
池田中学校	三好市池田町ウエノ 2861 番地 1	(0883)72-2140
山城中学校	三好市山城町大川持 544 番地	(0883)86-1109
西祖谷中学校	三好市西祖谷山村東西岡 10 番地	(0883)84-1290
東祖谷中学校	三好市東祖谷下瀬 12 番地 1	(0883)88-2216

■中学校（廃校）

名称	住所	廃校年度
大野中学校	三好市山城町大野 511 番地	1999（平成 11）年度
池田第一中学校	三好市池田町白地本名 888 番地	2009（平成 21）年度

■公立保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校 配置図



前文

日本国民が願う理想として、「民主的で文化的な国家」の発展と「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために、改正前の教育基本法に引き続き、「個人の尊厳」を重んじることを宣言するとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定しています。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

第 1 章 教育の目的及び理念**教育の目的**

何を目的として教育を行い、どのような人間を育てることを基本的な目的とすべきかという「教育の目的」を引き続き規定しています。

第 1 条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

教育の目標

本条を新設し、第 1 条の「教育の目的」を実現するための、今日重要と考えられる事柄を 5 つに整理して「教育の目標」として規定しています。

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

生涯学習の理念

本条を新設し、「生涯学習の理念」を教育に関する基本的な理念として規定しています。

第 3 条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

教育の機会均等

教育の機会均等について引き続き規定するとともに、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに規定しています。

- 第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

教育を実施する際に基本となる事項について、

- ② 義務教育、学校教育、教員、社会教育、政治教育、宗教教育に関する規定を見直したほか、
- ②新たに、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力などについて規定しています。

義務教育

改正前の教育基本法に規定されていた9年の義務教育の年限について、将来の延長の可能性を考慮し、他法に委ねることとするとともに、義務教育の目的、義務教育の実施についての国と地方公共団体の責務などについて新たに規定しています。

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
 - 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
 - 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

学校教育

学校教育は、体系的・組織的に行われるべきこと、また、学校教育においては、児童・生徒が、規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきことを新たに規定しています。

- 第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

大学

本条を新設し、大学の役割や、自主性・自律性などの大学の特性が尊重されるべきことを規定しています。

- 第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重さ

れなければならない。

私立学校

本条を新設し、私立学校の自主性を尊重しつつ、国・地方公共団体が私学助成などの振興に努めるべきことを規定しています。

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

教員

教員の使命と職責の重要性を踏まえ、教員は研究と修養に励み、養成と研修の充実が図られるべきことを新たに規定しています。

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、耐えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

家庭教育

本条を新設し、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを規定しています。

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

幼児期の教育

本条を新設し、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことを規定しています。

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

社会教育

社会教育が、国や地方公共団体により奨励・振興されるべきことを引き続き規定しています。

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

本条を新設し、学校、家庭、地域住民など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力を努めるべきことを規定しています。

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

政治教育

政治的教養は教育上尊重されるとともに、党派的政治教育その他政治的活動を行ってはならないことを引き続き規定しています。

- 第 14 条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

宗教教育

宗教に関する一般的な教養は教育上尊重されるべきことを新たに規定するとともに、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を行ってはならないことを引き続き規定しています。

- 第 15 条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第 3 章 教育行政

教育行政

教育は、不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきことを規定するとともに、国、地方公共団体の役割分担や必要な財政措置について新たに規定しています。

- 第 16 条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

教育振興基本計画

本条を新設し、国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることについて規定しています。

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第 4 章 法令の制定

法令の制定

この法律の諸条項を実施するため、必要な法令を制定することについて規定しています。

- 第 18 条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

※2006（平成 18）年 12 月 22 日（公布の日）から施行。

【参考】文科省「教育基本法について（規定の概要）」

平成29年6月27日

1 三好市教育の基本理念

「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市は豊かな自然に恵まれ、地域が誇る伝統芸能や文化財が数多く現存しています。こうした自然や伝統的文化財を次の時代に継承発展させるためには、まず、郷土を愛し、郷土に誇りをもてる市民の育成が重要です。

また、これからの時代を展望した時、すべての市民が生涯にわたって自ら学び、豊かで充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現が求められます。そのためには、それぞれの学習ニーズや「学び」の状況に応じた教育が展開できるように、生涯学習の視点に立った教育理念のもとで教育を推進する必要があります。

2 三好市教育の基本目標

「一人ひとりが輝く、活力ある教育の推進」

三好市総合計画では、三好市の将来像を「自然が生き活き、人が輝く交流の郷三好市」と定めています。

これは、三好市の豊かな自然と多くの歴史的文化遺産、そして、恵まれた観光資源を活かしながら、自然と人が共に生き、かつ共に活かされる郷土づくりを目指したものです。

そのため教育面においても、安心、安全でゆとりと潤いのある学習環境の中で、一人ひとりの「学び」の意欲を高めながら、自らの個性や能力を磨くことのできる教育の展開が求められます。その場合、家庭教育、学校教育、社会教育の三者が「支え合い」、「助け合い」、「つながり合い」の連携・協力によって、共に相乗効果を図りながら、それぞれの教育力を向上させる、活力ある教育の取り組みが重要となります。

3 三好市教育の基本方針

三好市では、これから目指すべき教育の柱を「生涯学習」、「学校教育」、「教育環境」の3つと定め、実態を踏まえながら、地域の特性を生かした魅力ある教育を推進します。

(1) 楽しく、生きがいあふれる生涯学習の推進

市民が生涯を通じて、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が「いつまでも」学び、社会参加できる生涯学習社会の実現を目指します。

(2) たくましく、未来にはばたく子どもの育成

「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」等の「生きる力」の育成を図るため、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進します。

(3) 豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実

安心、安全に学べる教育施設の整備と教育の質を高めるための教育環境の整備・充実を推進します。

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の趣旨にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

【参考】文科省

平成29年3月23日

条例第6号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するにあたり、必要な事項を調査審議するため、三好市教育振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、三好市教育振興計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、三好市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、答申までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号の委員がその職を失った場合は、任期中でも委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ委員以外の出席を求め、意見を聴収することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、会議に代えることができる。
- 7 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月25日条例第32条）

この条例は、公布の日から施行する。

<2023（令和5）年度>

- 2023（令和5）年7月10日～8月10日 公募委員募集
- 2023（令和5）年10月4日 審議会委員任命 14名（うち公募委員2名）
- 2023（令和5）年10月4日 第1回三好市教育振興計画審議会（諮問・趣旨説明・素案検討）
- 2023（令和5）年11月15日 第2回三好市教育振興計画審議会（素案検討）
- 2023（令和5）年11月29日～12月28日 パブリックコメント募集
- 2024（令和6）年1月29日 第3回三好市教育振興計画審議会（素案承認）
- 2024（令和6）年1月29日 第2期三好市教育振興計画後期計画答申
- 2024（令和6）年2月21日 第2期三好市教育振興計画後期計画策定

氏名	所属（役職等）	備考
大泉 真二郎	三好市社会教育委員長	【会長】
小笠原 智	三好市人権教育推進協議会会長	
川口 好美	三好市婦人団体連合会会長	
川人 正恭	市民公募委員	
木村 公明	中学校PTA会長	
杉本 孝司	三好市文化協会会長	
鈴木 仁奈	阿波池田青年会議所理事長	
高岡 直史	市民公募委員	
田原 典郎	小学校PTA会長	
東口 栄二	学識経験者（教育行政）	
藤村 拓	保育所・認定こども園会長	
細川 陽一	三好市スポーツ少年団本部長	
三宅 雅春	幼稚園PTA会長	
向井 敬治	学識経験者（学校教育）	【副会長】

※50 音順、敬称略

第2期 三好市教育振興計画（後期計画）

編集・発行：三好市教育委員会

所在地：〒778-0003

徳島県三好市池田町サラダ 1737-1

電話：0883-72-3555
